

## 平成 28 年第 5 回にかほ市議会定例会会議録（第 2 号）

### 1、本日の出席議員（ 19 名 ）

2 番	渡 部 幸 悦	3 番	佐々木 雄 太
4 番	佐々木 春 男	5 番	奥 山 収 三
6 番	伊 藤 知	7 番	伊 藤 竹 文
8 番	飯 尾 明 芳	9 番	市 川 雄 次
10 番	佐々木 弘 志	11 番	佐々木 平 嗣
12 番	小 川 正 文	13 番	伊 東 温 子
14 番	鈴 木 敏 男	15 番	佐々木 正 明
16 番	宮 崎 信 一	17 番	加 藤 照 美
18 番	佐 藤 元	19 番	佐 藤 文 昭
20 番	菊 地 衛		

### 1、本日の欠席議員（ な し ）

#### 1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	佐 藤 信 夫	班 長 兼 副 主 幹	加 藤 潤
主 事	土 井 絵 里 香		

#### 1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	齋 藤 光 正	総 務 部 長 (危機管理監)	齋 藤 洋
財 務 部 長	佐 藤 正 春	市 民 福 祉 部 長 (福祉事務所長)	伊 東 秀 一
農 林 水 産 建 設 部 長	佐 藤 均	商 工 観 光 部 長 (地方創生政策監)	佐 藤 克 之
教 育 次 長	齊 藤 義 行	ガ ス 水 道 局 長	佐 藤 次 博
消 防 長 兼 消 防 署 長	伊 藤 伸 司	会 計 管 理 者	浅 利 均
総 務 部 総 務 課 長	佐 藤 喜 仁	企 画 課 長	佐々木 俊 哉
財 政 課 長	佐々木 俊 孝	防 災 課 長	佐 藤 正 之
生 活 環 境 課 長	小 松 幸 一	農 林 水 産 課 長	佐 藤 智 秋
建 設 課 長	土 門 保	商 工 政 策 課 長	齋 藤 和 幸
観 光 課 長	藤 谷 博 之	教 育 総 務 課 長	池 田 昭 一
学 校 教 育 課 長	木 谷 玲 子		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第2号

平成28年9月12日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第2号に同じ

---

午前10時00分 開 議

●議長（菊地衛君） ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程に入る前に、市長から発言を求められていますので、これを許します。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） おはようございます。少し時間をいただきまして、ジオパークのことにつきまして御報告したいと思います。

新聞等で御承知のように、9月の9日、日本ジオパーク委員会が開催されまして、私どもの鳥海山・飛鳥ジオパーク構想については、満場一致で認定ということで電話で報告ございました。市民の皆様方とともにお祝いを申し上げたいと思います。

今回は、全国で6団体の申請がございました。二つは下北と、それから筑波山についてはリベンジです。再挑戦でございましたが、この二つは認定に決まりました。そして、新規は四つで、これは鳥海山・飛鳥ジオパークをはじめ四つでございましたが、このうち私どもと浅間山北麓の二つが認定となりまして、残念ながら月山と萩は認定見送りという結果になったところでございます。

こうした結果が出ましたのは、秋田大学の林信太郎先生をはじめとするアドバイザーの皆さんから、いろいろな面で御支援をいただきましたし、また、ジオガイドの皆さんをはじめ住民の皆さんの活躍も、大変大きなものがございました。そしてまた、事務局をはじめ職員の皆さんが詳細な内容を詰めながら、そしてそれに基づいて行動したということが、こうした結果につながったのではないかなと思っております。

いずれにしましても、認定はされましたが、これからが本当の意味でのスタートとなります。したがって、さらに4市町が連携をしながら、地域の活性化につながるような取り組みをしていますが、これからは事務局サイドの事業と、あるいはそれぞれの自治体単位で事業を進めることとなりますので、どうぞ議員の皆さんには引き続き御理解と御協力を賜りますようお願いして、報告とさせていただきます。ありがとうございます。

●議長（菊地衛君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

はじめに、6番伊藤知議員の一般質問を許します。6番。

【6番（伊藤知君）登壇】

●6番（伊藤知君） おはようございます。まずは、市長からも報告ありましたけれども、鳥海山・飛島ジオパーク、日本ジオパークネットワーク認定、誠におめでとうございます。そしてまた、御尽力いただきました市民、職員の皆様に、心より御苦勞の念をねぎらいたいと思います。

それでは、私の方から一般質問通告書どおり、一括方式で5項目に関して質問をさせていただきます。

最初に、市長の方に質問いたします。無電柱化の推進についてということでございます。

政府は2020年の東京五輪に向け、電線を地中に埋め、電柱をなくす「無電柱化」を進めるために、2016年度補正予算で事業費数十億円を確保し、国道の無電柱化に活用することにしました。国土交通省東北地方整備局でも、「秋田のまちを美しく」、「電線を地中化し、快適な環境に」のキャッチコピーで、無電柱化を推進するようであります。

無電柱化とは、道路の地下空間を活用し、電力線・通信線などをまとめて収容する電線共同溝などの整備による電線類地中化や、表通りから見えないように配慮する裏配線など、道路から電柱をなくすことです。無電柱化による効果は、安全で快適な歩行空間が確保される、美しい景観を創造する、災害に強いまちづくりに貢献する等の効果が見込まれます。電柱や電線類がなくなると、道路の見通しがよくなり、信号機や道路案内標識や観光案内標識などが確認しやすく、歩道が広くなり、歩行者はもちろん、車椅子やベビーカーを利用する方々が安全に利用でき、バリアフリー歩行空間が形成されます。例えば秋田県の仙北市角館の武家屋敷通りのように、裏配線による無電柱化により、美しい景観が観光客を満足させています。台風や地震による災害時に、電柱が倒れたり、送電線等が垂れ下がる危険性がなくなります。

以上、効果のみを申し述べましたが、当然デメリットもあります。国土交通省道路局環境安全課によれば、電力事業者は、費用・メンテナンス等を考慮し、余り積極的ではないとのことがデメリットのようです。冒頭、東京五輪に向けてであれば地方は対象にならないのか確認したところ、自治体の要請があれば協議、対応していきたいとの回答もいただいたところであります。

そこでお伺いいたします。

(1)無電柱化に係るガイドラインの無電柱化の対象についての項目で、景観法・バリアフリー新法・観光圏整備法・歴史まちづくり法等の施行により、安全・安心なまちづくり、観光振興等による活力の創造、景観形成による魅力向上等の観点から、無電柱化の要請は高まると思いますが、当市の観光景観・防災のために無電柱化を推進する考えをお伺いいたします。特に、市長が前から言っている前川象潟2号線他道路改良時に、現道路の電柱を地中化方式による景観の向上、避難所へのアクセス道路の確保に向けた軒下配線方式や裏配線方式の推進、また、今後、宅地造成等に関しては積極的に無電柱化の推進などを行うのか、お伺いいたします。

また、(2)今後、無電柱化を実施計画に盛り込む考えはあるのかないのかをお伺いいたします。

次に、消防長に質問をいたします。緊急車出動に関してでございます。

緊急車（救急車・消防車）の出動に関して、近年、緊急車の出動要請は1,000件を超え、平成27年は総計1,122件の出動のようですが、以下に関して伺います。

(1)です。緊急車両出動時のルートはある程度決められているのか。例えば、要請があった場合、国道7号線の交差点を使用するときは、どの地域に出動するのか、また、山の田前川線の交差点は、どの地域に出動するときに使用するのか。

(2)です。国道7号線交差点と山の田前川線交差点を使用し出動する頻度・割合はどのような状況か、伺います。

(3)です。国道7号線に設置してある「緊急車出動表示板」は、有線式、無線式、無線リモコン式・センサー式、どのような方式をとられているのか。その方式による不具合・不便性はないのか、伺います。

次に、(4)緊急車出動表示板が通行車両に認知されているのか、伺います。

(5)緊急車出動表示板を今後、道路整備等が予定されている、また、交通量が増えることが考えられる山の田前川線の交差点に設置が私は必要と思われませんが、どのように計画されているか、伺います。

次に、教育長にお伺います。給付型奨学金制度創設についてでございます。

さきの本年6月の佐々木春男議員の一般質問に、教育長は以下のような答弁をしております。

「にかほ市では給付型奨学金制度や奨学金の減免、軽減制度は設けておりません。ただ、奨学金の貸与基準、基金条例では、奨学金返還完了前に返還金を借りていた方が死亡した場合、返還を免除することになっています。奨学金は現在約2億5,000万円で運用しておりますので、奨学金を希望する学生が多いこと、また、平成25年度から入学一時金の貸与を設けました。そしてまた、海外留学者への奨学金の貸与という制度も設けました。いまだに一般会計から奨学金貸与基金に積み立てしている状況でありますので、了解していただきたいと思えます。このようなことから、今のところ奨学金の減免や軽減制度の創設、または給付型奨学金の創設については、計画しておりません。」「定住といっても今、平成26年、平成27年度の大卒とか高校卒が卒業して、このにかほ市に居住する子供たちはどんなふうになっているかというと、平成26年度3月に卒業した高校生から大学生まで35人いますが、ここに居住した人は、たったの3人なんです。そしてまた、平成27年度は21人いたけれども、それも大体3人ぐらいなんです。つまり、居住とか、それから定住とかという捉え方での奨学金の補助制度、そういうものがそこにつながるかというのは、なかなか今のところ難しい。だから秋田県の様子を見ながら、市としても考えていこうというふうに捉えています。」秋田県の様子を見ながらという答弁をしております。

1943年、大日本育英会によって創設された奨学金制度、当初は無利子でお金を借りられる制度でありました。その後、利子付きの奨学金制度も導入。条件も緩くなり、より多くの学生が利用できるようになりました。しかし、卒業後に奨学金を返済できない人が増加し、2001年、小泉構造改革の一環として育英会は廃止されました。返せなくなった若者の家には督促状が届くようになり、就職先に督促の電話、さらには財産の差し押さえも発生したようでございます。現在、奨学金を利用

している学生は17年前に比べ3倍に増加し、せっかく借りた奨学金を返そうにも稼ぎが足りないことや、就職すらできない状況になっている人もおるようです。大学生の2人に1人が奨学金を受けている現状にあります。昼間、昼の大学へ行っている奨学金受給状況は、1996年の21.2%に比べ、2014年の調査だと51.3%、半分が奨学金で学費を賄っているという状況になっております。

文部科学省では、2018年度入学者から、返す必要のない給付型奨学金の創設に向けた議論が始まりました。秋田県の県信用組合は本年度、県内ひとり親家庭の高校生向けに、年額10万円の給付型奨学金を創設しました。県では、給付型」とは別ですが、県内に就職する新卒業者に、奨学金返還を最大3年間支援する制度をスタートさせます。国・県・法人等が、「学ぶ意欲の応援」、「貧困の連鎖の防止」、「優秀な若者の県外流出防止」のため、あらゆる施策を行っています。政府は、来年度予算に一億総活躍プランなど約4兆円の特別枠を設け、給付型奨学金に係る財源を確保するようです。

このような状況ですが、市教育委員会で様々な支援メニューを構築する必要があると思いますが、いかがでしょうか。給付型奨学金創設に関して伺います。

次も教育長に質問をいたします。中学校教員の部活動手当についてでございます。

文部科学省は、休日に部活動を指導した公立中学校教員に支給する「部活動手当」を、来年度より2割増額する方針を示しました。増額により、担当教員の部活動負担が軽減あるいは解消にはつながるものとは私は思いませんが、教員の負担感は多少なりとも和らぐものではないでしょうか。

そこで、当市の教員の現状をお伺いいたします。

(1)です。経済協力開発機構が2014年に公表した調査によると、中学校教員は、部活動を含む課外活動の指導に週7.7時間を費やし、専門外の競技を担当し負担感を強めていると指摘しています。当市の教員の現状をお伺いいたします。

(2)です。文部科学省は、教員の長時間勤務解消を目指し、部活動に休養日を設定することや外部指導者の活用、顧問の複数配置等を盛り込んだガイドラインを公表しました。当にかほ市教育委員会では何らかの対策を講じましたか、伺います。

(3)でございます。市内の部活動外部指導者の待遇はどのような状況か、伺います。

(4)です。秋田市教育委員会の事例に沿った外部指導者派遣制度を市単独事業で創設しませんか、伺います。

次に、再度、市長にお伺いいたします。工業用地の確保に関してでございます。

当地の企業組織再編により、象潟地区の工場跡地、あるいは今後移動になるであろう金浦地区の工場跡地、仁賀保地区の駅周辺の工場跡地等の再利用について、にかほ市の工場用地として企業誘致する考えはないか、伺います。

企業誘致は、タイムリーに用地を確保することが必要であり、現状ですぐに使用できる用地として確保する必要があると思いますので、お考えをお伺いいたします。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、伊藤議員の御質問にお答えをいたします。

はじめに無電柱化の推進についてでございますが、御指摘のように、景観の保持や防災面からも整

備の必要性は理解はするところではございますけれども、市の財政的な事情、あるいは電力事業者などが抱える課題などを考え合わせますと、推進するにしても限定的なものにならざるを得ないのではないかなと、そのように考えております。

そこで御質問の前川象潟2号線の無電柱化についてでございますけれども、これまで議会の一般質問でもお答えしておりますが、にかほ市総合発展計画後期基本計画のまちづくり重点目標にありますように、旧3町を接続する幹線道路の整備として、この前川象潟2号線は位置づけされているところでございます。今後、象潟地区、九十九島周辺の基盤整備の話し合いが今進められておりますので、どういう形で実施できるかを見極めながら、基盤整備がやりますよというふうな形になればその事業で用地を確保しながら、道路整備を進めてまいりたいと思っております。そしてその際、無電柱化、このことについても進めてまいりたいと、そのように考えるところでございます。

それから、次に避難所へのアクセス道路の確保に向けた軒下配線方式と裏配線方式の推進についてでございますが、先ほど議員からお話のように角館ではやってるということでしたが、私、認識不足でした。どういうものかよく分かりませんが、ただ考えられるのは、区画整理されたような住宅地とか商業地であれば整然と並んでおりますので、そうした裏配線とかそういうものは可能ではないかなとは思いますが、今の段階では何とも申し上げられません。まずは、そういう実例を調べてみて、そういうものが可能であるかどうかを見極めていきたいと思っております。

次に、宅地造成等に関して積極的に無電柱化を推進してはどうかという御質問でございます。

この宅地開発については、当然、開発業者が事前に共同溝、これを整備することになりますが、条件にもよりますけれども大体メーター30万円から、条件の悪いところでは50万円ぐらいかかるのではないかなというふうにして認識しております。したがって、当然ながら宅地造成においては、その経費がかさむわけでありますので、その経費は当然、分譲価格に反映することになります。ですから、無電柱化を進めていくことは大切ではありますが、なかなかそういう形では、特に小規模な宅地造成、例えば1町歩とか2町歩の宅地造成では、余りにもその分譲価格が高くなるのではないかなということで、なかなか現実には難しいのではないかなと、そのように思うところでございます。

次に、今後無電柱化を実施計画に盛り込む考え方でございますけれども、先ほど御提言のように無電柱化は、景観、観光、防災面、あるいはバリアフリー化など、様々な目的によって計画されるものでございますけれども、先ほど申し上げましたように電力会社などの合意形成も必要なことから今後の検討課題とさせていただきますが、先ほどお答えしたように前川象潟2号線、この整備については、整備が具体化なった場合には実施計画の中に、道路整備に関する事、あるいは無電柱化に係る事業等について実施計画にもってまいりたい、そのように考えるところでございます。

次に、工業団地の確保についてでございます。

企業誘致は、新たな雇用の拡大や地域経済への効果はもちろんでございますけれども、取引関係や雇用の増加に通じて、地域の建設業、サービス業、商業といった他の産業部門へも波及効果を与えます。また、税収にも大きな影響を与えることから、今後も力を入れて——企業誘致については力を入れていかなければならない課題だと捉えております。

ただ心配なのは、市政報告でも申し上げましたが、今、来年の春、高校卒業する人数を申し上げましたが、なかなか人が集まらない。企業誘致が来ても、企業誘致を行っても、企業が期待するような若い方々をどう集めるか、これも大きな課題でございます。いずれにしても、空き工場や空き工場跡地については、有効に活用するために今後もいろいろと企業に対して情報提供しながら、取り組みをしてまいりたいと考えているところではございますが、市の財政事情なども考え合わせると、いつそういう形でその用地が企業で埋まるか分からない段階では、既存の工業用地を市が単費で取得するというのはなかなか難しい状況にあると思いますので、その点については御理解を賜りたいと思います。

●議長（菊地衛君） 答弁、教育長。

【教育長（齋藤光正君）登壇】

●教育長（齋藤光正君） それでは、伊藤知議員の給付型奨学金制度の創設についてお答えいたします。

伊藤知議員の説明にもありましたが、国では一億総活躍プランにおいて、大学生たちを対象にした返済不要の給付型奨学金の制度を創設することを決めまして、今、文部科学省に検討チームを設置して、平成30年度入学者からの給付を目指し、制度の概要を検討し、具体的な対象者等の条件を12月までに示すように指示しております。ただ、その具体的な対象者等の条件については、いろいろな課題があるようです。まず一つは、対象者の選定の収入要件をどのようにするのか。二つ目は、成績基準をどのようにするのか。学長や校長の推薦を条件にするのか。三つ目は、給付のあり方で、毎年ごとの成績チェックも給付条件にするのか。四つ目は、対象者の経済事情が異なるために、月々の給付額を幾らにするのか、というふうな問題が挙げられているようです。

また県では、あきた未来総合戦略の重点プロジェクトとして、本県出身の大学等卒業者の県内就職者、県内高校卒業者の県内就職者、Aターン就職者の奨学金の返還助成制度を創設し、平成29年4月以降の県内就職者を対象に、平成30年度から助成を開始することになっております。対象は、秋田県の育英会、日本学生支援機構、市町村の奨学金で利用されている方で、償還額の3分の2を3年間助成することになっております。その上限が13万3,000円になっております。なお、県が指定する特定業種、航空機、自動車等の企業に就職する場合は、償還額の全額を3年間助成することになっております。その上限額は20万円となっております。

しかしながら、このような県の奨学金返還の助成期間は平成32年度までの3年間で、総合戦略が終了した後の助成については、今のところ未定であります。

秋田県信用組合の給付型奨学金は、母子家庭・父子家庭の高校生を対象に、就学上必要な学資金等の一部を給付するものであります。社会において有用な人材を育成する目的で創設され、収入要件を設けながら年間30名を対象に、1人年額10万円を支給するものであります。今、30名の定員に対して191名が募集をしているそうです。

ところで県内の市町村の状況ですが、現在、給付型奨学金を実施しているところはございません。ただ、奨学金の償還免除制度を実施しているのは、これまでも申し上げてきましたが大館市、能代市、北秋田市の3市であります。償還免除の条件ですが、大館市は市内の医療機関に医師として勤務した

場合、能代市は能代市山本郡に居住した場合、北秋田市は、高校・大学を卒業後5年以上居住意思があり、修了した場合、というふうになっております。ただ、元手になる資金については、一般財源からの持ち出しというよりは、能代市のように東北電力からの寄附金という外部からの資金が多いようであります。

にかほ市の奨学金については、昨年の6月議会で宮崎信一議員に、そして今年度の6月議会で佐々木春男議員にもお答えいたしました。現在、約2億5,400万円の奨学資金貸付金で運用しております。しかし、奨学金を希望する学生が多いことや、また、平成25年度からは入学一時金の貸し付け、それから海外留学への奨学金の貸与というふうに制度を拡充したことにより、いまだに一般会計から奨学金の貸付金に積み立てしている状況であります。このようなことから、給付型奨学金の創設については、もう少し時間をかけて考えてみたいと思います。

しかし、伊藤知議員の御指摘のとおり、学ぶ意欲の応援、貧困の連鎖の防止、優秀な若者の県外流出防止、定住・居住対策、人口減少対策などの視点から、にかほ市においても具体的なメニューを構築する必要があると考えております。例えば、償還期間を2倍から3倍に延ばし、月々の返済負担を軽減していくとか、母子家庭・父子家庭や低所得者を対象にした減免制度をつくり、経済的な事情で進学できない若者を減らしていくとか、償還額の減免制度をつくり、にかほ市に定住する高卒者・大卒者を増やすというふうなことを見直ししながら、そして他市町村の動向を見ながら検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、伊藤知議員の中学校教員の部活動手当についての(1)、にかほ市中学校教員の部活動の現状についてお答えいたします。

市内3中学校の状況は、平日の運動部等への平均従事時間は約2時間です。文化部においては2.5時間となっております。週単位で見ますと、8時間を超える従事時間となっております。

秋田県では、平成13年度に中学校体育連盟、中学校校長会、教職員組合の三者による、運動部部活動休止日に関する申し合わせ事項を確認しております。その内容とは、週1日以上は必ず休む日を設けること。第1・第3日曜日は、年間を通して確実に休むこと。また、ほかの週については、原則として日曜日を休止する日を必ず設けることというものであります。にかほ市市内の3中学校は、運動部活動を従事しない日を確実に確保しております。そして1日の練習時間についても、終了時間を決めて取り組む体制をとっています。つまり、この申し合わせ事項を遵守しているところであります。それでもすばらしい成績をおさめているというふうな状況であります。

ところで、専門外の部活動を担当する教職員の負担感の大きさについては、御指摘ありましたそのとおりだと思います。にかほ市の中学校でも、必ずしも専門的な技術を持った教職員が部活動担当となつてるとは限りません。そのため、各中学校で外部指導者を委嘱しまして、技術面の指導をお願いしているところであります。今年度は、仁賀保中学校は11名です。金浦中学校は5名です。そして象潟中学校が16名の方々に、外部指導者として委嘱していただき御指導をいただいているところであります。外部指導者は、あくまでボランティアという形で協力してくださっているので、私たちが大変心強く、そしてまた大変ありがたく思っているところであります。

(2)にかほ市教育委員会は何らかの対策を講じましたか、についてお答えいたします。

休養日の設定並びに外部指導者の活用については、先ほど述べたとおりであります。顧問の複数配置についても各校で工夫をして適切に対応している状況であります。にかほ市の中学校においてはガイドラインに近い対応となっており、市教育委員会では特段の対策を今までは講じておりませんでした。対策は講じておりませんでした。今年度は学校の要請に応じて、専門的な指導ができる教員が不在の部に対して、関係団体との連絡をとりながら外部指導者を探す支援を行ってまいりましたので、御理解いただきたいと思っております。

(3)外部指導者の待遇はどのような状況ですか、についてお答えいたします。

各校の部活動外部指導者は、学校長が委嘱しているもので、無報酬のボランティアとして御協力をいただいております。待遇に関する要望も今のところございませんので、外部指導者の皆様方には心から感謝申し上げたいと思っております。

(4)外部指導者派遣制度を創設しませんか、についてお答えいたします。

平成28年6月17日付で文部科学省から、学校現場における業務の適正化に向けてという通知が送られております。その中で、教員の負担の軽減を図りつつ部活動の指導を充実させていくために、地域の幅広い協力を得ていくことが重要であり、部活動を支える環境整備を推進すると示されております。外部指導者派遣制度を実施している秋田市の状況を聞いてみますと、報酬を伴う外部指導者となれば、その経験や活動の度合い、資格の有無など様々な条件の整合性、指導者間の公平性など、利害関係も出てきているということでありました。しかし現在、にかほ市の中学校においては、部活動担当教員と外部指導者との連携が良好な関係にあり、また、保護者などの協力も得られる状況にあることから、市独自の外部指導者派遣事業等の創設は今のところ必要でないと考えているところです。しかし、今後は国や県、市町村がこのような方針を出していることから、私たちも外部指導者の発掘や研修、学校と外部指導者をつなぐ役割の検討、また、仮称ですが校長会、市P連、スポーツ関係者などによる部活動検討委員会などを設置しながら、部活動を支えるよりよい環境整備を検討してまいりたいと考えております。以上です。

●議長（菊地衛君） 答弁、消防長。

●消防長兼消防署長（伊藤伸司君） それでは、伊藤知議員の質問にお答えします。

一つ目の緊急車両出動時のルートはある程度決められているかという御質問ですが、状況によって例外はありますが、山の田前川線を使用する地区は、院内地区、小出地区、上郷地区、金浦赤石地区、前川地区、大竹地区で、それ以外は国道を使用しております。

次に、二つ目の国道7号線と山の田前川線の交差点の使用頻度・割合についてですが、平成27年の出動件数1,122件のうち、国道が905件で80.7%、山の田前川線が217件で19.3%となっております。

次に、三つ目の緊急車出動表示板の方式と不具合等の有無についてですが、国道7号線に設置してある緊急車出動表示板は、無線式で、緊急車が出動する際、通信指令室で操作しております。緊急車両が全て緊急の場合のみの出動ではないため、自動センサー式は取り入れませんでした。設置してからこれまで、現在の方式で不具合や不便性はありません。

次に、四つ目の緊急車出動表示板が通行車両に認知されているかについてですが、表示板の赤色回転灯により、通行車両への認知は可能と考えております。さらに緊急車両は、赤色灯及びサイレン

を鳴らし、徐行しながら交差点に入りますので、通行車両への認識はとれていると考えます。

次に、五つ目の山の田前川線の交差点への緊急出動表示板設置計画についてですが、現在の交通量や交差点が高い位置にあり見通しがよいことから、緊急出動表示板設置の計画は考えておりません。以上です。

●議長（菊地衛君） 伊藤議員。

●6番（伊藤知君） 最初に、順番に無電柱化の推進に関して、前川象潟2号線他に関しては今後検討するということですので、いずれ、こっち、象潟の方から行くとTDKに入る川にかかっている橋のところまでは、非常に電柱が多いと。一番景観が大切なところに電柱が多いので、ぜひこれに関しては、費用という形ではなくて、景観と、観光者を増やすと、定着させるという意味合いからも、基盤整備とともに計画に盛り入れていただきたいというのが私の考えですし、いずれそういう観光の関係では、国、市、電柱の設置する東北電力があるわけですがけれども、個々に負担し合うという形になりますので、全額が市でやるわけではないということ、それから、その電力業者に関しても、財務省の方ではやはり負担が多いということで、特別な財政債を発行して、電力業者に負担をかけるように今後無電柱化を推進するということを表明しておりますので、その辺も活用して行っていただきたいと思います。

それと一番私は心配なのは、にかほ市内にもかなりの避難場所の指定している箇所があると思うんですが、電柱が倒れたことによって避難できない、あるいは二次災害が発生するというのを考えると、当然費用もあります、あるでしょうけれども、ある程度最低限、避難所に行く道路、避難経路というのを無電柱化をして、裏配線をして確保していただきたいというのも一つの方法だと思いますので、今後検討していただきたいと思います。

次に、緊急車出動に関してでございますけれども、私は消防長と認識が違いまして、国道の表示と、運転者に私は認知されていないのではないかとというのが危惧しているところでございます。というのは、たまたま私が国道7号線走ったときに救急車の出動がありました。回転はしてました。しかし、高速から下りた後のトラックが、あるいは車が、どうしてもあそこ加速化して走ってくるところですので、もう認知してないと私は感じました。救急車が7号線にアクセスするときに、多分ちょっと時間がかかったという状況がありましたので、表示板もそうなんですが、あの位置よりもっとインター側だとか、あるいは象潟方面はもっとう象潟側だとか、増設をして、やはり救急車あるいは緊急自動車が出やすい状況の環境をつくるべきだと、私は考えております。それと、前川山の田線、あの道路ができてから、当局の説明であそこの交通量は30%ほど多くなっているという答弁がされております。で、これからやる象潟前川2号線他が整備されたときに、もっともって交通量は増えると思います。確かにあそこの交差点というのは高いところにあるわけですが、緊急車から見れば見やすいでしょうけれども、一般車が走ってくる場合には見つけにくい箇所に私はなるかと思えます。そうすると、今、7号線が8割、前川山の田線が2割、今後もっともって比率が変わってくるのではないかなという気がしますので、ぜひそこら辺も含めて、表示板のあり方というものをもう一度考えていただきたいと思います。

それと、今やってる方法が——今設置してる方法が無線式、これだと思うんですが、やはり、多

分緊急受け付けした人が、職員が、その時点でボタンを押して回転灯を回すという作業になっていると思いますが、職員の方からストレスではないんでしょうかね。そこら辺忘れてたり、あるいは付け忘れてたり、消し忘れてたりということはなかったのか。もしあるようであれば、その無線式で本当にいいのか。無線リモコン式にするべきなのかっていうのも含めた形の検討を今後していただきたいのですが、そこら辺の設置の場所だとか位置だとかその方式、再度お伺いしたいと思います。

それから奨学金について、教育長は、宮崎議員、あるいは佐々木春男議員が質問したとおりの以前と同じ答弁を繰り返してるだけだと、私は思います。何かというと、お金をかけずにその奨学金を返済する方法、最後に延ばしたいだとかっていう、返済年月を長くするとか、そういうことを私最初にやるべきだと思うんです。約2億5,000万円しかないから、その中でやらなくちゃいけない。一般財源からもらっているからまだできないっていうのではなくて、そのお金の中でどうやってうまく利用し、返済する人に負担を軽減させるかっていうことを私は考えるべきなので、返済年限を長くするだとかそういう形をやってほしいし、あるいは5年間勤務したら、居住したら、もっともっとうちちょっと長くしてやるとか、いろんな方法が私はあると思うんですね。最初に就職したときってというのは、どうしても給料も少ないので返済が非常に厳しいと思います。そこら辺も考えた上で、そういうことを考えていただきたい。今、奨学金の返還に対していろいろと企業側も動いてるところもあります。例えば、ある東京の企業では、5年間勤務した場合には奨学金の残額を会社が全部負担しているというようなことも、企業もそういう形で動いてきていますので、どうか教育委員会でもそれに先駆けた何かいい方法を考えてほしいなど。私は、できれば返済を延ばす、長くしてやると、負担を少なくしてやると。で、給料が少し高くなる3年後、5年後までには、ちょっと低めの返済をつくってもらって、給料が上がった時点で少し多くすると、そういういろんな施策を講じていただきたいなどと思っていますので、再度御答弁をお願いいたします。

それから、中学校の部活動手当、先生方以外の外部指導者、ボランティアだということで非常に大変御苦労、難儀かけてるわけですけども、そのおかげで教育長が教育方針の報告で、部活動ではいろんないい成績をおさめています、非常に子供たちも頑張っているだろうし、父兄も頑張ってるだろうと、外部指導者もしっかりと指導してこのような状況になってるんだと思いますが、その外部指導者のボランティアで来たときという責任、何か事故あったときの責任、当然、校長が任命しますから校長が責任とるわけでしょうけれども、そういう覚書、約束事というのは、しっかりと協定みたいに結んでやっているのか、そこら辺を再度お伺いいたします。

それから、工業用地の確保については、私は誘致して企業行きますっていったときに、じゃあ工場、土地を整備するまで2年、3年かかりますよっていうのでは、私は工場の誘致は非常に厳しいのかなと思います。で、市長が言う、工場が来たときに人がいるかいなかったっていうのは、非常にそこは不安なところですが、そこら辺はやはり人が先なのか工場が先なのかっていう話になってくると思うので、ある程度、市としては工場が来る、来てくれるという前提をもとにして土地を確保しているものが一番ではないかなと思います。まして、旧TDK-MCCの象潟工場に関しては、あそこは借地という形でやって、今も地権者おられると思うんですが、今後やはりあそこの事業としての活用というのは十分できると思うし、タイムリーに工場来てくださってという形でできると

思うので、そこら辺も含めた形で、土地を求めるといよりも地権者といろいろ話をして、ある程度、ある程度というか、市が土地を借りるという方法も私は一つの方法だと思いますので、御検討を願いたいと思います。

●議長（菊地衛君） 市長。

●市長（横山忠長君） 質問の中で無電柱化と言われますが、前川象潟2号線については、当然国庫補助事業を活用してこれを実施していくわけでありませうけれども、ただその際に、共同溝を設置したときに東北電力、あるいはN T T、こうしたことから企業から負担してもらうのかどうか、これはこれからの課題だと思います。これが国庫補助事業の中で市が負担してやれるような形になっていけば、それぞれ事業者については当然そういうものが整備されると。ある程度、メンテの部分では負担はかかるかもしれませんが、それなりに実現はできるのではないかなというふうにして思っております。

ただ、避難所に対する、確かに電柱が倒れた場合には通行ができないというふうなお話、それもつともです。ただ裏配線の場合についても、必ずしも耐震化になっていて、少しぐらいの地震が来てもそれが倒壊しないというふうな建物であればいいんですが、裏配線してもそういう建物が倒れれば同じような状況になりますので、そのあたりも十分見極めながら取り組みをしてまいりたいと思っております。

それから、工業用地については、これは後の議員の質問の中にもありますが、今、市と県と共同で工業団地を確保できないかということで、先般、知事、副知事、あるいは担当の部課長、そして県議会議長に要望書を提出してまいりましたけれども、そうしたことも見極めていかなければならないと思います。それで、今、工場として解体して空いた土地については、必ずしも私は企業誘致だけでのものではないと思っております。ですから、新たな土地利用等々も考えながら、できるだけそういう用地が利用されるような土地利用、こういうことも検討してまいりたいと、このように思います。

●議長（菊地衛君） 教育長。

●教育長（齋藤光正君） それでは、伊藤知議員の再質問にお答えいたします。

まず奨学金のことですが、今年の高校生は221人が卒業しております。それで全員が、220人が高校生になっております。1人は競馬の騎手になりたいということで、その専門学校のところへ行きましたが、220人がまず高校に進学していると。それから、今年のかほ在住の高校生が245人の卒業の中に、大学・専門学校・短大に行ったのが、まず67.8%であります。こんなことを考えると、やはりにかほ市の子供たちは、学びたいとかというふうな子供さんが非常に多いということが分かります。伊藤知議員が指摘されたように、そういう子供たちが、いずれ学んで、将来的にこのにかほ市を支えていこうというふうなことを考えれば、当然、国、県、そういう任意団体がやっているならば、市としてもやはり何らかの支援メニューを構築していかなきゃいけないというふうに変えなきゃいけないと思います。つまり将来の投資として、子供を育てる、にかほ市を支えていく、そういうことになれば、当然そういう支援メニューを考えていかなきゃいけないというふうなことありました。それで御指摘のとおり、まず完全の給付型はできないかもしれませんが、まず、今指摘さ

れたような返済の期間を長くしながら、できるだけ大学に入っている、高校に入っている人方、子供たちの、または保護者の負担にならないように配慮して今年は検討していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、部活動の外部指導者ですが、結局、中学校の部活動は教育一環の、そして教育課程の中に位置づけられていますから、子供たちのそういうけがとかそういうものは、当然補償されています。そして指導者の方も、当然保険の中にきちんと入っていますので、そしてまた、この指導者の方には全責任を負うというふうなことは、今はしておりません。つまり学校教育の一環ですから、監督は学校の先生になっています。つまり教育委員会が責任をとることになってますので、それまでは負担をかけられないと。でも、伊藤知議員の指摘のとおり、その協定だけはやはりきちんと申し合わせ事項みたいなのがやはり作っておいて、そのこのところは確認していかなければいけないというふうに考えていますので、御理解お願ひします。

●議長（菊地衛君） 消防長。

●消防長兼消防署長（伊藤伸司君） それでは、伊藤知議員の再質問ですけれども、伊藤知議員は、一般車両から認知されていないのではないかとそういうことでした。ですが、今のところ私たちは認知されてると考えていますが、いずれ自動車道から下りてきた下り線の自動車側とインター側と、それから赤石側の方向、これについては今すぐということは考えておりません。それから、山の田前川線、交通量が増えてるということでしたけれども、確かに前に比べれば増えたと思いますが、国道の交通量と比べると格段に少ない状況でありますので、向こう側の方、山の田前川線も考えておりません。いずれにしても、緊急車が出やすい環境をつくるということは必要だと思ひますので、これからいろいろ考えていきたいと思ひます。

それから、緊急出動表示板の付け忘れ・消し忘れですが、通信指令室には常時3名詰めております。それで、1人が119番を受けておりますが、他の者で操作しますので、今までのところ付け忘れ・消し忘れはありませんでした。以上です。

●議長（菊地衛君） 伊藤知議員。

●6番（伊藤知君） 教育長に、部活動の指導のボランティアの方、協定を結んでないと、協定はないという形で運営してること自体、おかしくないですか。これからつくりますというのは私はちょっとおかしいと思ひますが、今後どう対応しますか。

●議長（菊地衛君） 教育長。

●教育長（齋藤光正君） 各学校ごとの指導者と、それから学校の校長方のそういう、どんなふうにして指導者をお願ひするか、そういうものは結んでると思ひます。ただ、教育委員会として全体のそういうものを、共通した協定するものは結んでおりませんので、各学校ごと、学校と指導者はきちんとそれは結んでると思ひますので、御理解していただければありがたいと思ひます。

●議長（菊地衛君） これで6番伊藤知議員の一般質問を終わります。

所用のため暫時休憩します。再開を11時10分といたします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続行します。

17番加藤照美議員の一般質問を許します。17番。

【17番（加藤照美君）登壇】

●17番（加藤照美君） それでは、創明会の二番手として、さきに通告しておきました4項目について質問いたします。

私からも、まずもってこのたびの鳥海山・飛島ジオパークが日本ジオパーク委員会から加盟認定され、誠におめでとうございます。認定された後の活動も大変でしょうが、ジオパークを活用して交流人口の拡大に大いに期待するところであります。

それでは、質問に入ります。

第1点目ですが、集落営農の課題と農業後継者対策についてであります。

秋田しんせい農協では、このたび、県由利地域振興局、由利本荘市、にかほ市の両市が、集落営農組織を対象に経営状況や組織の課題などを共有するため、個別に面談会を開いているようですが、昨今の米価下落や環太平洋連携協定「TPP」など農業情勢の不安定さが増す中で、「ナラシ対策」加入の重要性や経営基盤を強化して法人化へ向かう必要性があると思いますが、個別に面談した結果、にかほ市内の集落営農組織の数と現在の経営状況、また、その中で将来的に法人化に向かって取り組んでいる営農組織が何団体あって、法人化に取り組めない組織の課題は何であるのか伺います。

また、組織の高齢化率は何%で、後継者不足などの不安を抱えている組織が何%なのか伺います。

また、行政として、この課題解決に向けどのように取り組んでいくお考えか伺います。

次に、農業後継者確保について伺います。

現在の新規就農者向けの助成としては、国の青年就農給付金がありますが、親元就農の場合、親とは別の経営をするなどの条件があるため、なかなか後継者が育たないのが現状であると思います。そこで若い就農者を確保するため、市独自の奨励金などを支給するお考えはないのか。ないとすれば、後継者対策をどのように考えているのか伺います。

親元就農であれば、親と同じ農業をやりながら、技術が伝えやすく、農機具などの新たな投資も少なく済むメリットがあると言われております。

2点目に入ります。ため池についてであります。

昨年、農水省が公表した全国のため池一斉点検調査結果では、決壊時に下流域に被害を発生させる恐れのある「防災重点ため池」は9,211カ所があり、そのうち2,900カ所で十分な安全確認ができていないため、引き続き調査が必要であるとのことでした。にかほ市内のため池の安全確認をやったと思いますが、その状況について伺います。

①「防災重点ため池」は何箇所あるのか。

②熊本地震のような自然災害が発生した場合、どのくらいの被害を想定しているのか伺います。

③そのための対策はどのようにお考えなのか伺います。

次に、3点目に入ります。積雪寒冷地の避難所対策についてお伺いいたします。

これまでの国内での災害による避難所の状況をテレビ報道等で見ていると、多くが学校、体育館、集会施設等でございます。我が市においても避難所としてはそのようなところが想定されておりますが、温暖な地域であれば、そこに毛布等を準備すればある程度過ごすことができますが、我が市のような寒冷地においては、冬季に停電で暖房が使えなくなった場合、現在の避難所では命を守ることはできないと思います。

地震のような災害においては、建物の中が不安ということから、多くの方が自家用車の中で夜を過ごすということも行われております。車は暖房もあり、寒い場合に車内で過ごすことが考えられますが、雪の多いところで降雪時にエンジンをかけたまま車の中にいると、排気ガスによる一酸化中毒といったことが予想されます。このようなことから、避難所については、たとえ停電になったとしても避難所の温度を確保できるようにしなければならないと思いますが、このような対応策はどの程度なされているのか、また、十分でないとしたら、今後どのように整備していこうとお考えか伺います。

最後の項目に入ります。にかほ市で生まれた歌で活性化をとということであります。

にかほ市が誕生してから、はや11年になろうとしております。その間、にかほ市で生まれた歌が3曲あります。「市民歌」、「にかほ音頭」、「にかほ体操の歌」、曲目が「笑顔あふれるまち」だそうです——であります。どれをとっても、にかほ市をうまく表現しているすばらしい歌ばかりですので、コミュニティバスや公共施設、あるいは駅などで流して、市民はもちろん市外から来た方々にも聞いてもらうような取り組みをして、少しでも市内を活性化するお考えはないのか伺います。

以上4項目について、よろしくお願いをいたします。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、加藤照美議員の御質問にお答えをいたしますが、私からは農業後継者確保と避難所対策、そして、にかほ市で生まれた歌についてお答えをしますけれども、他の質問については担当の部課長がお答えしますので、よろしくお願いをいたします。

はじめに、農業後継者確保についてでございます。

国の青年就農給付金は、親と別の作物を営営することが条件になっているのは、経営リスクを負っている新規就農者が軌道に乗るまでの期間を支援するもので、現在11名の若い方々が給付を受けております。これは年間150万円、最長で5年間という制度でございます。

親元就農は、新たな作物を導入しての就農と比べましてリスクが低く、親とは別の経営に取り組むことによって、将来的には親の経営を引き継いで複合経営、そういうものが確立されているものと、そのように期待をしているところでございます。したがって、親元就農への市単独での奨励金は、現在考えておりませんので御理解をいただきたいと思っております。

現在、新規就農に必要な技術を身につけようとする方に対しては、県補助金と市が協調いたしま

して、県の農業試験場等で研修する場合においては、1人に対して月10万円、これを支給しながら研修を受けていただいているところであります。これは最長で2年という形になりますが、名称としては未来農業フロンティア育成研修事業補助金でございますけれども、現在4名の方がこの研修を受けている状況でございます。このフロンティア研修は、親の経営を継承する就農者であっても補助金の対象となります。今後も農業後継者の対策として、国や県の制度を活用しながら、市も連携して必要に応じて対策を講じてまいりたいと思っております。また、にかほ市では、平成22年度から就農アドバイザーを配置いたしまして、各種就農相談をはじめ、青年農業者や認定農業者等への助言や情報提供など精力的に巡回指導を行っているところでございます。

後継者対策は大きな課題であります。アドバイザーをはじめ、これまでも地域の先輩方に技術的なことを聞きながら覚えてきたこともありますので、各地域の農家の先輩方には、若い就農者を地域で温かく見守り、そして指導していただくことをお願いしたいと思います。

次に、避難所の暖房についてでございます。

市の指定避難所は、地域防災計画において、仁賀保地域が47カ所、金浦地域が18カ所、象潟地域が67カ所の計132カ所を指定しておりまして、その指定建物については、議員が御指摘のように小中学校や公民館等の公共施設及び集会施設等が主なものとなっております。避難場所・避難所については、災害の発生の際に住民の安全を確保する重要な役割を担いますが、平成23年3月の東日本大震災の際には、避難者の心身の健康、あるいは高齢者・障害者に対する配慮の必要性など、避難所において種々の課題が指摘されております。このため、災害対策基本法が改正されまして、市町村長による指定制度が設けられ、本市でもこれに基づきながら避難所を指定しているところでございます。

そこで寒冷時期の避難所において、電源が喪失した場合の暖房の確保はどの程度対応できているかについてでございます。

電源が喪失した場合の対応としては、電源を必要としないガス、あるいは灯油の暖房器具、ポット式とか反射式とかありますけれども、こういうことが考えられるわけでありまして。しかしながら地域防災計画では、指定避難所において災害を想定した暖房機器の備蓄または保有数を定めておりませんので、御質問の対応の程度及び過不足については、目標に対する対比としてはお示しできる状況ではございません。

そこで、市が管理する施設で電源が喪失しても使用可能な暖房器具の保有台数でございますけれども、公民館などの公共施設17施設で、ガスストーブが25台、灯油ストーブが35台、小中学校では、ガスストーブが29台、灯油ストーブが49台、市内3カ所の防災倉庫に灯油ストーブ15台を備蓄保有しており、それぞれの台数は、ガスストーブが54台、灯油ストーブが99台となっております。

次に、市が備蓄する毛布については1,200枚ほどございますが、そのうち、440枚が真空パックで保有して備蓄している状況でございます。

次に、災害協定を締結したことによりまして、リース備蓄として調達することも考えられるわけでありまして。その一つとして、東北朝日段ボール株式会社とは、避難所の床敷きや間仕切りに使用する段ボールについて、無償提供の締結を結んでおります。また、コメリ災害対策センターとは、

毛布、使い捨てカイロ、石油ストーブ、木炭コンロ、カセットコンロなど、調達可能な物資を供給していただく協定も結んでおります。そしてさらに、石油類燃料の優先供給及び運搬の協定を、市内販売業者3社と、また、液化石油ガス及び応急対策資機材を調達していただく協定を、秋田県LPガス協会と締結をしているところでございます。したがって、災害発生時にはこれらを活用して対応しながら、避難所の環境確保に努めてまいりたいと思っております。

次に、にかほ市で生まれた歌で活性化についての御質問でございます。

にかほ市民歌は平成19年4月の告示をもって、本市の歌として制定されました。にかほ音頭は、市共通の盆踊りとして市観光協会が先導して、関係団体の協力を得て平成25年4月に制作したものでございます。また、にかほ体操は、子供から高齢者まで幅広く多くの市民が運動に取り組むことができるよう、昨年の9月に市が制定したもので、市政施行10周年記念式典でのお披露目は、まだ記憶に新しいところでございます。にかほ体操の歌は、本市出身のケースケ&マサが歌い手で、作詞作曲も手がけておまして、著作権はケースケ&マサと所属事務所となっております。

さて、現在のこれら三つの歌の活用でございますが、市民歌にあつては、朝7時を知らせる時報がわりに市内全域に流しております。また、市内小学校の入学式や卒業式の学校行事でも斉唱されているほか、市内における大小のイベントにおいても斉唱される例が見受けられるところでございます。にかほ音頭は、各地域における夏のイベント、盆行事などで使用されているほか、敬老式とかそういうことでも活用されておりますし、昨年あたりには、東京で行われたにかほ市ふるさと会の中で輪踊りをするなど、大変親しまれているところでございます。にかほ体操については、まだできて間もないこともありますが、現在、各種イベントにおける子供たちのステージ披露や、小学校をはじめ保育園、高齢者学級などに出向いて指導をしているところでございます。また、にかほっとフードコート内の80インチディスプレイで、にかほ体操のDVDを放映し、その普及、PRに努めているところでもございます。

さて、御質問のコミュニティバスや駅で流すことについては、そうした試みを検討した経緯がありますが、例えば駅舎の待合室では、テレビを見て過ごしている人から妨げになるとの意見があったことや、あるいは、運賃を出して利用するバスの乗客にあつては、市内でのBGMを必ずしも快く受け入れてくれる方ばかりではないことから、その実施を見送っていたところでございます。このことについては今後も同様に考えておりますが、しかし、よいものを生かさない手はありませんので、それぞれつくられた目的に沿って活用を第一に考え、検討を加えながらさらに広げてまいりますけれども、まずは手始めに、市外からの集客が見込まれる、先ほど申し上げましたにかほっとなねむの丘、はまなすにおいて、営業時間の一部時間帯に、にかほ体操の歌をBGMで流すことを検討してまいりたい、そのように思います。

●議長（菊地衛君） 答弁、農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤均君） 加藤照美議員の御質問につきましてお答えいたします。

私の方からは、集落営農の課題の部分につきまして御説明申し上げます。

はじめに集落営農組織の数についてでございますが、現在、市内には20団体ございます。

続いて経営状況でございますが、営農組織構成員で見ると、少ない組織で8人、多い組織で

は40人の構成員となっております。経営面積で比較してみますと、少ない組織では約18ヘクタール、多い組織で92ヘクタールとなっております。

今後、法人化に向かう組織数につきましてでございますが、この中で将来的に法人化に向けて取り組んでいる営農組織としましては、昨日組織化になりました畑集落のほか、3組織が前向きに検討しております。そのほかの組織では、検討会は開催しているものの、米価の低迷や平成30年以降の生産数量目標の配分が廃止になることなど、今後の農業情勢が見通しが立たない状況もありまして、まだまだ構成員の合意を得られない現状にあります。法人化に取り組めない現状としてはそういう課題が残っているということになります。

それから、組織の高齢化につきましてですが、組織の高齢化率としましては、全ての集落営農組織の構成員の個々の年齢状況を見てみますと、65歳以上の割合が42%となっております。それから、団体ごとの営農組織の高齢化率を見てみますと、構成員が65歳未満の高齢化率がゼロという組織もありますが、構成員の67%が65歳以上と、かなり高齢化率が高い組織もございます。後継者の不安を抱えている組織の率の正確な部分は把握しておりませんが、構成員のうち65歳以上の占める割合が5割を超えている組織については、後継者の不安を抱えているものと推測しますと、20組織のうち四つの組織が5割を超えておる組織となっております。

法人化に向けての課題解決策ということですが、法人化に向けた取り組み状況であります。現在八つの組織が法人化されております。市では、法人化に向けた集落との検討会を昨年度は延べ13回開催しております。また、法人設立に係る費用の助成や、設立から3年間、法人の経営安定を支援するための費用の助成も行っておりますので、今後も法人化に向けた集落との検討会を、県並びにJAと連携しまして継続的に進めてまいりたいと考えております。

続きまして、項目二つ目のため池についてでございますが、①番の防災ため池は何箇所あるのかという御質問ですが、にかほ市内には12カ所のため池が防災重点ため池となっております。秋田県内全体でいきますと、343カ所となっております。

②番の被害をどの程度想定しているかということですが、現在県では、防災重点ため池についてハザードマップを作成しております。被害の想定としましては、ハザードマップには、ため池が決壊した際に浸水が想定される区域、範囲ですね、それから浸水のときに想定される深さ—水の深さですね、水の深さが示されております。また、災害時の避難経路と避難場所を明示しております。秋田県では343カ所の防災重点ため池ですが、平成27年度までにハザードマップが作成済みのため池は238カ所となっております。残りの105カ所につきましては、今年度で作成する予定になっております。

にかほ市内の12カ所のため池についてでございますが、ハザードマップの作成済みの箇所は3カ所でございます。残りが今年度作成されることとなります。

三つ目の、どのような対策をお考えかということですが、現在、ハザードマップも完全に作成できておりませんので、秋田県が主体となり全県を対象にした事業を進めていることから、にかほ市内のため池についても、今後も県からの指導・助言を受けながら、作成済みのマップ、これから作成されるハザードマップをもとにですね、準備ができ次第、関係地域住民への情報提供等

を実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

●議長（菊地衛君） 加藤照美議員。

●17番（加藤照美君） それでは、何点か再質問したいと思います。

集落営農に関してです。総合発展計画の後期計画は、今年度で終了することになります。この後期計画の初年度、平成24年ですけれども、その時点での集落営農の組織が27団体あり、そのうち二つの組織が法人化に移行しているという内容でした。今回配付されました事務報告書を見ますと、集落営農組織が20組織、そして集落営農組織から法人化に移行したのが8法人となっております。今、部長が説明したその畑営農組合も法人化ということですので、9組織が法人化に移行したということになっていると思います。そういったことで、担当課の一生懸命な取り組みがあらわれている内容であると思います。

ただ、営農組織を立ち上げて約10年たってます。その法人化になっていない組織、要するに実質的には個別営農のままであり、これからのにかほ市の農業を考えた場合、本当にこのままでいいのかという思いがあります。これは、国の平成27年度の農林水産関係の補正予算ですけれども、TPP関連政策大綱、これに基づく支援事業——国の支援事業ですけれども、8事業があります。それからまた、農林水産業地域の活力創造プランについても、30事業がそれぞれ予算化されております。で、国の方の考えとしては、意欲のある農業者、あるいは意欲のある農業法人に対して、国では支援をしていきたいと思いますというような予算の内容です。ですので、平成30年からは国の方では米の生産調整の抜本見直しということで実施されることにもなっておりますので、例えば集落営農が法人化に移行できないその理由として考えられるのが、構成員が多ければなかなかその話し合いがまとまらないということも一つの原因ではないかなと思います。ですので、これから集落営農の中でも二、三人で法人化をしていく、立ち上げるというようなそういった方向に持っていくのも、私は一つの方法ではないかなと思います。

それから、今、農協のJA出資型農業生産法人というのも、県内でそういった動きもあるようです。で、秋田しんせい農協と話し合っ、そちらの方向に持っていくということも私は一つの方法じゃないかなと思います。参考までにですけれども、秋田県内には現在五つのJA出資型農業生産法人があるそうです。そして耕作放棄地の未然防止のため、条件不利地域にも参入、活動をしているとのことであります。秋田県でも今年からですが、中山間地域などの条件不利地で活動するそのJAの農業生産法人に対して、支援に乗り出しております。秋田しんせい農協でも、3年計画の中にこのJA出資型の農業生産法人を立ち上げる計画になっているとのことでありますので、この集落営農組織から法人化に移行できないようなそういった組織に対しては、今までのやり方を継続するんじゃなくて、やはりある程度、そういったこともありますし、その方向性は変えていくべきではないかなと思いますので、そこら辺の考え方についてお聞きします。

それから、農業後継者についてです。

市長の答弁では、考えてないということでしたけれども、岩手県のある町では、農業後継者として新たに就農した人に、奨励金を交付する事業を始めております。就農3年目までの人に月3万円、3年間を限度に支給するとあります。対象は、親が認定農業者になっていて、そしてその後継者は40

歳未満の方のようです。こういった、我が市においても農業後継者は不足しておりますので、こういったこともこれからのにかほ市の農業を考えた場合、検討するべきではないかなと思います。

この事務報告書を見ますと、新規就農者は平成27年現在で9名ということです。じゃあ、この新規就農者は9名でいいんですけれども、親元就農した方は何名ぐらいいるのかな、もし調べておりましたらお知らせください。

それから、ため池についてお聞きします。

仁賀保高原の高いところには、ため池がたくさんございます。これがもし豪雨や地震等で決壊した場合のことを想定した場合、そういった、部長の先ほどの答弁ですとハザードマップうんぬんとかって言うてましたので、まだはっきりとは決定していないんでしょうけれども、ただ私が思うのは、仁賀保高原、あるいは鳥海山のふもとに由利本荘市のため池が2ヵ所あります。そういった他自治体のため池がもしそういう災害が発生して決壊した場合の、そういった自治体同士の補償内容とかそういった話し合いはなされているのかということのを再質問いたします。

それから、にかほ市で生まれた歌についてです。

各保育園に電話で聞いてみましたところ、にかほ体操を取り入れているところと、あるいは、にかほ音頭を取り入れているところ、様々でした。小学生、中学生に、にかほ体操って分かりますかって聞いてみたところ、ほとんどの子供が分かりませんという答弁でしたので、ああこれって、にかほ市全域には広がっていないんだなという思いで聞いております。この、いわゆる保育園だけでなくて、いわゆるこの「笑顔あふれるまち」、このにかほ体操の歌って、すごく私は、ああ、いい歌だなと思ったんですけれども、やはりこれは、ジオパークも認定になりましたし、あるいは市外からのそういった方々から聞いてもらうっていうのも大変いいことではないかなと思うので、やはりもうちょっと積極的にという思いがあります。

それから、ほかの人からの情報なんですけれども、合併前、象潟町ですけど、山本健二さんという声楽家がいるんですか、私よく分かりませんが、その世界ではちょっとした名のある人のようなんですけれども、この人が芭蕉の奥の細道の象潟の句を部分にして、CDにして販売していたようです。このCDをにかほ市に、結構な枚数を寄附しているということのようです。これを、ねむの丘などの観光スポットで、毎日お昼時とか朝とか夕方とか一日1回でもそういった流したりすれば、というような提案でありました。こういったこともありますので、いろんなことを検討してほしいというのが私の再質問です。

●議長（菊地衛君） 市長。

●市長（横山忠長君） 集落営農組織の再質問ありましたがけれども、私は平成30年以降、生産調整、これが廃止した場合、あるいは今の段階では不透明ですけれどもTPPが発動された場合に、どうこの地域の農業が生き残っていくかということ、やはり個別の農業経営ではなくて、やはり集落営農組織の法人化をして多様な農業展開が必要だと思えます。稲作も結構、そのほかの複合作物も結構。できれば半加工ぐらいできるような組織、こういうものがあってほしいなと、そのように思うところであります。農協さんが出資した出資型の農業法人という話もありましたが、これはこれからです。状況を見ながら我々も対応していかなければなりません。基本としては今申し上げたよう

に、多様な農業展開ができるような組織でなければ、私はこれから生き残っていくのはなかなか難しいのではないかなと思っております。

それから、後継者について、どっかの自治体が月3万円の就農してると、親元就農であっても月3万円3年間支援をするということですが、これが、そういうこともまずは検討するかしないかは別にして、月3万円というと36万円、一年間、そういう形で新規就農、親元就農が育って、育ってっていうよりも、出てくるのかというところ少し疑問があります、私は。ですから、これは当然親元就農するのは、それなりの若い方々が親と一緒に農業をやろうというふうな気持ちで就農してるはずですので、確かに付録といえればあれですけども、そういう就農した方に月3万円というものはありがたいことだと思いますが、後継者育てる形においては、なかなかそうなのかなという疑問もあります。ただ、先ほど申し上げませんが、機械の導入に当たっては市も県事業などと協調して助成をして支援してますので、先ほど申し上げませんでしたけれどもそういう取り組みもしておりますので、そういう現金給付型ではなくて何か別の方法もちょっと検討はしてみたいと思っております。

それから、ため池については補足説明は担当の部長からさせていただきますが、確かに仁賀保高原には由利本荘市が使用するため池もございます。ただ災害時において、協定を結んで、おたくの方の地域のため池が壊れてうちの方に被害あったから、被害分をうちの方でしなさいという形は、なかなかこれは取りにくいのではないかなと。これは災害ですからね、人的なものは別ですけども、なかなか難しいのではないかなと思いますが、これについても由利本荘市でどう考えているのか、そのあたりも意見を聞きたいと思っております。

それから、にかほ市で生まれた歌、これについても、先ほど申し上げましたように、できるだけ広くPRしていきたいと思っておりますが、にかほ体操については、まだできてから間もない。いや、がっかりしました。一生懸命、職員たちが出向いてにかほ体操を指導、学校にも指導してるんですが、子供たちが知らないというふうにして言われるとちょっと、ああ、うちの方のPR不足だったのかなというふうな思いもありますが、これについては引き続き広めてまいりたいと思っております。

それから、山本健二さんのCDですが、これは山本健二さんから、これは奥の細道のくだりを、象潟のくだりを歌った歌です。くだり。山陸こうこうずっとあるんですが、これはCDいただいておりますので、これは当然、各学校を含めて公共施設の方に配付はしていますが、今、大量に回ってるもんだから、ある程度時間をかけて、全国俳句大会で入賞した方々に副賞としてやろうかなと、そういうことも考えておりますが、いずれにしても大量にちょうだいいたしましたので、有効に、短時間じゃなくて時間をかけて有効に活用してまいりたいと思っております。以上です。

●議長（菊地衛君） 農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤均君） 私の方から、ため池に関しまして御説明申し上げます。

仁賀保高原に他地域のため池でございましたけれども、12カ所の防災ため池のうち、西目土地改良区さんの水利権を有しているため池として、長谷地ため池、ひばり荘の下にありますね、それから、野際ため池、冬師山の方ですね、こちらの2カ所がですね、にかほ管内の用水として活用してないため池となっております。で、自治体間の話し合いということですが、まず先ほど申し上げまし

たとおりハザードマップ等の作成がこの後になりますので、それらを踏まえながら、そういう防災ため池についても不良箇所があれば整備に努めていかなければならないということになっていますので、国・県からの御指導をいただきながら、どのように対策を考えていくかはこれからになります。以上でございます。

すみませんでした。親元就農がどの程度いるか、人数ちょっと把握してございませんでした。

●議長（菊地衛君） 加藤照美議員。

●17番（加藤照美君） ありがとうございます。先ほど再質問するのをちょっと忘れちゃったけれども、積雪寒冷地の部分についてですけど、各消防団には発電機が配備なってますよね。その発電機の場合であれば、大きなストーブと言ったらいいか、暖房用の発電機として使用はできると思うんですけども、各消防団に配備されているその発電機っていうのは、差し込みが2ヵ所しかないということで、いざそういった災害が発生したときの対応としては、発電機は十分な役目というか果たせるのかなという、1点疑問に思いましたので、その1点だけ再質問して終わります。

●議長（菊地衛君） 通告にないんですけども、答えられる範囲でお願いします。市長。

●市長（横山忠長君） 先ほど申し上げましたが、避難所の環境維持については、これは行政の努めとして全力でこれ取り組んでいかなければなりませんけれども、今、消防団に配備している発電機、そういうものは、避難所を想定してそれを活用していろんな形で活用するというものを想定しておりません。おりませんので、例えばですよ、これは起こるか起こらないか分からない災害に対して、前もってそういうものを整備していくというのなかなか難しい。ですから、万が一不幸にしてそういう災害があった場合には、行政だけではなくて、それぞれの生活する住民の皆さんが、私こういうのがあると、やはり持ち寄るしかないのではないかなと思います。それも大きな役割と申しますか、これなかなか行政だけで全て対応することは、緊急の場合は難しい。ですから、こういうことも地域住民の皆さんからいろいろと考えていただいて、万が一の場合はこれらを、うちのやつのこういうものを持っていくと、こういうものをやはり地域で話し合っていたきたいなど、そういうところも思うところがございます。

●議長（菊地衛君） これで17番加藤照美議員の一般質問を終わります。

所用のため休憩をいたします。再開を午後1時といたします。

午前11時59分 休 憩

---

午後 1時00分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続行します。

11番佐々木平嗣議員の一般質問を許します。11番。

【11番（佐々木平嗣君）登壇】

●11番（佐々木平嗣君） 11番佐々木平嗣です。

金田勝年法務大臣、就任おめでとうございます。金田大臣には、参議院時代に秋田トライアスロン象潟大会に毎年参加していただき、激励の言葉をいただきました。選手はもちろんボランティア活動をしていただいた方々も、大変元気づけられました。ありがとうございます。さらなる御活躍を御祈念申し上げます。また、このたび、にかほ市では、鳥海山・飛島ジオパーク、日本ジオパークに認定されましたこと、大変おめでとうございました。市長は、ここからがスタート、ジオパークを活用して交流人口拡大につなげたいと語っております。今後の取り組みを大変期待しております。

それでは、通告してます3点について質問をいたします。

はじめに、象潟海水浴場についてです。

県内はもとより岩手県、山形県よりたくさん方が象潟海水浴場に訪れたのは、今となっては昔のことです。思い出話をしますと、象潟駅から海水浴場まで行列が続いた頃は、海水浴場の入り口から海の家、売店がたくさん並んでいました。小学生が海水浴に出かけるときには、高学年が大きな旗を持ち、低学年の生徒をまとめながら海で遊んでいました。そんな低学年と高学年の絆が、今の時代に残ってくれたなと思います。海の砂がとてもきれいでした。砂がさらさらしていて、はだしで歩くと足の下がやけどするぐらい熱く、海まで走っていったものでした。水際近くには1センチぐらいの丸い穴がたくさんあり、掘ると二、三センチぐらいの白いカニ、シオマネキが取れました。海は透明で遠浅で、飛び込み台もあり、遠くには沖の船着き場があり、子供と大人が楽しく遊んでいました。現在、砂浜はそんなにきれいではありません。よく見ると、小さなガラスの破片やプラスチックのかけら、他のごみが残っています。また、あんなにあったカニの穴が少なくなっています。

象潟海水浴場は、日本の渚百選、夕日百選の、誰にも自慢できる日本海で一番だと思っています。きれいな海水浴場として次期世代に残すことが、私たちの役目と思っています。以下について質問いたします。

(1)象潟海水浴場の砂をビーチクリーナーで清掃しているようですが、小さなガラス破片やその他のごみが残りが、砂浜がきれいになりません。もう少しきれいに清掃することはできないでしょうか。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、佐々木平嗣議員の御質問にお答えしますが、象潟海水浴場について各項目質問されておりますが、このことについては担当部長にお答えをさせます。

●議長（菊地衛君） 農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤均君） 佐々木平嗣議員の御質問にお答えいたします。

最初の質問でございますが、象潟海水浴場の砂浜をもう少しきれいに清掃することができないかということでございますが、市内4カ所の海水浴場は、シーズン前に専用のトラクターによりかき起こしと、クリーナーによるごみのすくい取りを行い、象潟海水浴場につきましては、さらに民間事業者の御協力を得まして、またボランティアによりますビーチクリーナーと人手による清掃を行っております。クリーナーの網は40ミリということで、細かいプラスチックごみは回収できない現状

にございます。より細かなプラスチックごみを回収するためには、人手による作業が伴うこととなりますが、網目が10ミリほどのふるいを利用しても、議員が御指摘のとおり、さらに細かいごみ、マイクロプラスチック等までは拾えないのが現状でございます。しかし、にかほ市内で開設している四つの海水浴場に関しましては、海水浴場開設前に重点的に清掃活動を行っております。海水浴期間中も、はだしで歩けるように監視員等に清掃作業を行ってもらい、皆さんに提供しているところでございます。監視員からの情報では、今シーズンも海水浴場に来られた方から、きれいな砂浜だということで声も聞かれているようです。特に象潟海水浴場におきましては、海水浴期間以外である春から秋にかけての8ヵ月間、清掃員を配置しまして、漂着ごみや回収等の処理を行っております。また、秋田市周辺で開催していましたビーチサッカー大会を、平成25年度から象潟海水浴場に会場を移し、県大会、東北大会等開催するなど、象潟海水浴場については、はだしで歩けるきれいな砂浜として親まれております。清掃機材に対応しきれない細かいごみがあるわけですが、地域の方々の御協力をいただきながら、今後も可能な限り砂浜の環境美化に努めてまいりたいと考えております。

●議長（菊地衛君） 佐々木平嗣議員。

●11番（佐々木平嗣君） 今のお話で、象潟海水浴場は大変きれいだというお客さんがおりましたと言いますが、私が聞くところによると逆に、大変はだしで歩くのは危険なので、もう少しきれいにできないかということで、来たお客さんが自分たちで、こんなぐらいのちっちゃいの持ってきてこう、粉をふるっているような方もおりました。その方々が言うには、やはり昔はもっときれいだった。今、この小さいごみがあるために、はだしで歩けないような感じがしますねということで、自分たちで掃除してますっていう方がおりました。その方からの話を聞いても、今の答弁だと、きれいだと、二度ほどきれいだ、きれいだと言っていますが、何人ぐらいの方がきれいだと言われたのか、私が聞いた二、三人の方からきたないと言われたのと、ちょっと食い違いますが、その近はどう考えているのでしょうか。

●議長（菊地衛君） 農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤均君） 議員がおっしゃるとおり、逆に汚れてるといふ御指摘があったことについて、私の方で把握しておりませんでした。その点については、ただいま私が御説明した部分と食い違っているわけでございます。象潟海水浴場につきましても、先ほど御説明したとおり県内の海水浴場の現状から見ると、象潟海水浴場についてはきれいになっているというふうに私聞いております。

●議長（菊地衛君） 佐々木平嗣議員。

●11番（佐々木平嗣君） 今の現状に懲りずに、もう少し今後清掃していただければと思っております。

(2)番の問題に入ります。海水浴場に上がってくる漂着物や海藻等は、どのように処理されていますか。

●議長（菊地衛君） 農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤均君） 海水浴場の漂着ごみ等につきましてもでございますが、漂着物の

処理につきましては、可燃ごみと不燃ごみにつきましては、にかほ市の環境プラザ等で最終処分場で運搬処理しております。漁網やロープ、流木等につきましては、処理場で処理できませんので、秋田県に依頼し処分をいただいている状況でございます。海藻類につきましては、各海水浴場の脇の方に堆積してるのが現状です。

海岸の漂着ごみや海藻類につきましては、天候により様々な形で漂着し、処理しきれないうちにまた海に流されてもいきます。漂着したごみや海藻類の多いとき、少ないときなど、状況によって全てを処理できていないのが現状であります。先ほど議員がおっしゃいましたとおり、象潟海岸は日本の夕日百選、日本の渚百選、海水浴場百選にも選定されておりますので、漂着ごみや海藻類の処理方法等につきましては、今後もどのように対処していったらよいか検討してまいりたいと考えております。

●議長（菊地衛君） 佐々木平嗣議員。

●11番（佐々木平嗣君） 大分前ですが、象潟海水浴場のごみ関係を砂浜に埋めてた時代がありますが、その影響というのは今あるのでしょうか。それとも、ないもんですか。また、前に埋めたっということは恐らくあると思いますが、それもしなかったとすれば、分かりませんが、あるとしたらその影響があったのかっていうのをお聞きします。

●議長（菊地衛君） 農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤均君） 過去の清掃作業で漂着ごみ等を、海岸の砂を掘って埋めた行為については、事実は私確認はしておりませんが、あったとしても、現在そのものが直接こう砂浜に、砂の上に湧き出ているようなことはないかと思えます。

●議長（菊地衛君） 佐々木平嗣議員。

●11番（佐々木平嗣君） 他の海水浴場のことを若干調べてきましたが、やはり海藻等を砂をかけて一時隠したりしたということが結構あるみたいです。現在は、今部長もおっしゃったとおり、やはり処理をしているということが今やってるそうですので、今後やはりその辺に置くんでなくて、ちゃんとした処理をしていただければ海水浴場はもっときれいになると思えますので、そのようにやっていただきたいと思えます。

(3)番についてお伺いいたします。近年、海水浴場に漂着物が多く入ってきていますが、海流などの流れの変化や他の要因があるのか、原因は調査していますか。

●議長（菊地衛君） 農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤均君） 3番目の御質問でございますが、市では回遊調査を含む原因調査は行っておりません。環境省では、平成22年から平成26年度において、全国7ヵ所で漂着ごみの実態調査を行って公表しております。その報告の中でもやはり多かったのがプラスチック類のごみで、6割から9割を占めているとのこと。このプラスチックごみにつきましては、日光と海水により劣化し、もろくなり細かくなってマイクロプラスチックになり、全国的に漂着ごみが多いことから、一自治体の対応では追いつかないのが現状でございます。そのためには、プラスチックごみのもととなる様々なごみを、基本的には捨てないようというモラルの向上が重要であると考えております。

●議長（菊地衛君） 佐々木平嗣議員。

●11番（佐々木平嗣君） 海流の流れが若干変わってきたということで、灯台の出入口がありますね。あの入り口のところに森船舶の会社があるんですが、その脇に堤防ができました。これ県の仕事で堤防をつくったんですが、その陰の方に船着き場をつくってます。その船着き場の方に、灯台の方から漂着物がたくさん流れてきているということであそこにつくったんですが、そのように海流が変わってきたので海水浴場の方にもいろんなものが流れ着いてきたのではないかなと私は思って、つくった県の担当者に聞いたら、やはり若干海流が変わってきたということなんです。市の方ではその検査はしてないと言っていました。今現在、海水浴場の真っ正面に昔の船着き場の跡があります。その脇にテトラポットがあるんです。私は、小さい頃にあのテトラポットが約2メートルぐらいの高さに積んであったと思いますが、今現在50センチぐらいしか出てないと思います。その影響もあるのかと思いますが、そういうことは考えたことはないでしょうか。

●議長（菊地衛君） 農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤均君） おっしゃるとおり海流の影響は少なからずあろうかと思いますが、実際、消波ブロックの沈みの状況等、実際にごみの漂着との影響があるかどうか、ちょっと把握できておりません。

●議長（菊地衛君） 佐々木平嗣議員。

●11番（佐々木平嗣君） テトラポットの高さについて考えたことないですかってことでした、質問は。

●議長（菊地衛君） 農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤均君） テトラポットが前は高く積み上げられていましたが、現在は低くなっているということで、当然沈んでいったことと思いますが、その高さが低くなったことによるごみの漂着物が多くなったというふうな因果関係については、ちょっと把握できておりません。

●議長（菊地衛君） 佐々木平嗣議員。

●11番（佐々木平嗣君） (4)番にいきます。きれいな砂、白いカニ——シオマネキと言ってるようですが、これが取れるだけで、海水浴場だけでなく観光客を呼べる時代と私は思っています。夏だけでなく春から秋まで海水浴場で楽しく遊び、渚百選、夕日百選を活用し観光客を呼び込むことは考えていませんか。

●議長（菊地衛君） 商工観光部長。

●商工観光部長（地方創生政策監）（佐藤克之君） それでは、渚百選、夕日百選を活用し観光客を呼び込むことを考えていませんかとの御質問でございます。

渚百選は、大日本水産会などで行く選定委員会が平成8年に発表した100の渚であります。また、日本の夕日百選は、NPO法人日本列島夕日と朝日の里づくり協会が68カ所を選定したものでございます。夕日百選の選考については、住民ぐるみで意欲を持ってイベントなどに取り組んでいる地域を最優先しているようであり、近隣では男鹿の国定公園、鶴岡市の湯の浜、酒田市の飛島などがあります。また、68カ所の中でもインターネット上で、死ぬまでに一度は見るべき日本の夕日百選に選ばれた美しすぎる夕日九選の一つとして、酒田市の日和山公園が選ばれております。海岸線に

沈む夕日と木造灯台のマッチングがすばらしいとの評価から、選ばれているものでございます。

このように渚百選、夕日百選の地は全国に多数あり、百選の地ということだけでは、全国の方々から観光客を呼び込むことは非常に難しいものと思われまます。これからは、本市の観光スポットや自然景観などの景勝地のアピールも大事なことでございますが、その背景にある歴史や文化なども含めた、まさに今回、日本ジオパークとして認められた地元の魅力を発揮した観光施策を展開し、誘客、また交流人口の拡大に努めていきたいと考えております。

●議長（菊地衛君） 佐々木平嗣議員。

●11番（佐々木平嗣君） 平成12年にトライアスロン大会を幕張で行いましょうということで、幕張に行ったことがありました。東京湾の砂浜を見て、非常にびっくりしました。日本のど真ん中の東京の砂がこれかと。うちのまちに来て砂を見たら、最高の砂でした。今それを思い出してこの原稿を書いたわけですが、あのすばらしいこの海水浴場に、なぜ千葉の幕張の方々に来て、うちのまちにトライアスロン大会をつくってくださいというお願いがあったのかというと、やはり海がきれいだと、砂浜がきれいだと、そして夕日がきれいなまち、こういうまちだからこそ、つなげて私たちのトライアスロン大会をぜひ幕張でやってほしいという依頼があつて、平成12年に5年間、幕張に行ったことがあります。その方々から、あなた方の財産は、この海とこの砂でないかということを言われました。ですから、先ほど部長がおっしゃった、それだけではお客呼べないということもありますが、それもテーマに入れてPRをしていただければ、もっともっといろいろな方がこのまちに訪れてくれるんじゃないかと思いますが、その点についていかがでしょうか。

●議長（菊地衛君） 商工観光部長。

●商工観光部長（地方創生政策監）（佐藤克之君） 確かに議員のおっしゃるとおり、トライアスロン等もスポーツイベントとして多数、SEA TO SUMMITとかですね、マウンテンバイク等あります。それも鳥海山と今の象潟海岸の結ぶそういうふうな地形をですね、有利に生かして美しいというふうなことで、そのスポーツイベントについても皆さんからお越しいただいている現状でございますので、そういうふうなですね地元の魅力を総合的に勘案した誘客を考えていきたいと思っております。

●議長（菊地衛君） 佐々木平嗣議員。

●11番（佐々木平嗣君） 2点目に入ります。道の駅「象潟」ねむの丘及びにかほつとについてです。

観光拠点センター「にかほつと」がオープンして、土日、祭日が大変にぎやかになっています。特に家族連れが多いような気がいたします。お客様に尋ねられました。「ねむの丘の名前はどこからつけたのでしょうか」、「象潟は黒松が多いようように感じます」、「九十九島は黒松ですね」、そのときにその方に説明はしますが、ねむの丘に「ねむの木」が少ないのか、それとも花が咲いている時期が一時的なので目立たないのでしょうか。

質問です。(1)ねむの丘に「ねむの木」は約20本ぐらい植えてあり、少ないわけではありませんが、黒松を多いと感じているお客様に「ねむの木と象潟の関係」を意識させる方策を考えてはいかがでしょうか。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、道の駅「象潟」ねむの丘及びにかほつとについての御質問でございます。

(1)の、ねむの木と象潟の関係を意識させる方策についてでございます。

道の駅象潟は、九十九島にもう一つ新しい島の誕生という構想をもとに整備されました。ですので、ねむの丘には当初、黒松の植栽が行われたところでございます。ねむの丘の名称は、その後の公募によりまして、松尾芭蕉の句「象潟や雨に西施がねぶの花」から命名されたもので、初めて道の駅に来られた方は、なぜねむの丘なのかという思われる方もあろうかと思えます。当初はですね、ねむの花というふうな形の名称もあったんですが、全国的に調べたら、ねむの丘という商標をもっているところがありましたので、これが急きよ、ねむの花をやめてねむの丘というふうな形に名称を決めたという、こういうことを記憶しているところでございます。

現在、ねむの丘の由来を想定させるものとしては、正面玄関口、西施の顔出しパネル、これに句を紹介しております。そして、レストラン内の西施、奥の細道、ねむの花の紹介、それから6階の展望台、ここでも西施と奥の細道の紹介などがしてありますので、ご覧になった方は少しは御理解いただいているのではないかなと。こういうことがあって、ねむの丘につけたのかなというふうにして御理解をいただいているのではないかなと思えます。ただ、先ほど申し上げましたように実際に黒松の植栽が主体でありましたので、ねむの花は余り多くありません。確かに私の記憶では、結構年数いったやつを植えたんですけども、やはり小さい時期からあそこの環境に慣らしたようなねむの木じゃないと、なかなか育ちにくいということもございしますが、今一般質問あったわけで、そういうことを考えたわけでないんですが、来年度は、ねむの木を植栽しようということで、これ国土交通省の土地もありますのでいろいろ協議しながら、来年度の予算で本数、場所、こういうものも今計画をしているところでございます。そして、なぜねむの丘になったのか、そういう由来の、芭蕉の句をしてねむの木がねむの丘になったわけだけでも、そういう時系列的なものと申しますか、この命名された経緯などを分かるような看板も、どっかに合わせて整備したらどうかなという思いでいるところでございます。

●議長（菊地衛君） 佐々木平嗣議員。

●11番（佐々木平嗣君） 私の思いが通じてました。ありがとうございます。ただ、今のパネル、すばらしいパネルいっぱいあります。カラー写真で撮ったのを、そのまま何十年ももってるパネルあります。ああいうふうなパネル使うと、しばらくもつと思えますので、ぜひそういうような、いつまでもきれいなパネルを使っただけければと思います。

次の(2)番に入ります。駐車場が足りないため、敷地内を車で回り、空いている場所を探すために、前を見ず、横を見ながら運転をしている車があります。にかほつとの前に車を置いて、子供連れで、にかほつとの前の道路を横断する方がおります。左右から車が入ってきますので、大変危険です。歩行者の安全対策を考えてはいかがでしょうか。また、ここ土日、3週間ぐらい前からですか、ポケモンGOという、今、携帯電話でとるような方々が、一日中、全部合わせると何人いるか分かりません、かなりの人が道路を歩いたりしていますが、その方々を車で歩いていると大変こう危険に感じ

ますが、ちょっと質問に入ってませんでした。それがもし分かるところがありましたら、その方々を今後どのように対策とるのかっていうことも、できればお願いしたいと思います。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 駐車場については、今の駐車場に連続して大きくするという事はなかなか難しい点もありますが、今ある土地の中でどう駐車台数を増やしていけるか、これについては国土交通省とも協議をしているところでございます。また、我々としても、空き地などを一時借用しながらそういう対策も必要ではないかなというふうにして捉えているところでございます。

交通安全の関係については担当の部長にお答えをさせますが、確かに今、もう数ヵ月前からです、ポケモンGOは。朝から夜にかけて、たくさんの方が携帯持って歩いております。私は幸いにして道路をそういう形で見えてはおりませんけれども、ねむの丘の敷地内をぐるぐるぐるぐる回っているのは確かに結構な人数がおります。いずれにしましても、こうした方々がスマホを持って事故に遭わないようには、何か看板等の設置等も考えられるところはこれからの検討課題であります。いずれにしても安全対策については担当の部長からお答えをさせます。

●議長（菊地衛君） 答弁、商工観光部長。

●商工観光部長（地方創生政策監）（佐藤克之君） それでは、次に、にかほっとの道路横断、歩行者の安全対策についての御質問でございます。

にかほっとと駐車場を結ぶ市道への横断歩道の設置については、昨年2月、公安委員会と協議しております。横断歩道の設置は交通規制基準に基づく必要があり、現状では、歩行者の滞留場所がないこと、歩道が設置されていないことなどから、基準を満たさず、設置困難とのことでございました。また、ほかの道の駅、サービスエリアにおいても、駐車場内に横断歩道を設置している例はほとんど見当たらない状況でもございます。現在、にかほっと前の駐車場と市道の間には約1.5メートルほどのスペースがあり、運転者が前もって車の間から急に出てくる歩行者に対応できるような対策をとってございます。まずは、運転者から道路交通法の安全運転の義務を遵守していただくこと、そして横断者は左右の安全確認をしっかりと行っていただくことが大切であると考えてございます。今後とも運転者、歩行者に対し、引き続き注意喚起を行うなど、有効な安全対策について検討してまいりたいと考えてございます。

●議長（菊地衛君） 佐々木平嗣議員。

●11番（佐々木平嗣君） 一つの例としてですが、にかほっとの前の道路ありますが、あそこを駐車場にして、逆に国道側の方をぐるっと回せるような、大変車にとっては遠回りになりますが、車はいずれ回れると思うので、これはちょっとした例ですが、駐車場とにかほっとをつなげてしまえば、歩く方が車に気を取られながら歩く必要はないと私は思っていたんですが、大変ちょっと難しいかもしれませんが、同じようなことを考えないで違った視点から物事を考えてみてもおもしろいのではないかと思いますので、その辺を検討していただければと思っております。

それと、通告外で大変申し訳ございませんでしたが、ポケモンGO、これは話を聞くと、止めることができるらしいです。この会社の方に話をすると。ある方が大変迷惑だと。一人について、一

人が車一台で来て、自分たちの止めるところはまるっきりなくなってしまう。こんな迷惑な話ねえんだから何とかとめてくれということも再三言われていますが、もしできればそういうことも考えてはいかがでしょうかと思います。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） ポケモンGOをやる方々の駐車を禁止したらどうかということですかね。これは難しい。はっきり言って、公共の場で、それがやるからそれは入れないという形にはならないと思います。それから、先ほどの御提案のあった道路のつけかえについても、どういう形かわかりませんが、仮に1回国道側に寄せて戻ってくるような形だとすれば、これは当然、道路交通上難しいし、また、一車線だけこっちの方に持ってきて道路やるというと、国道7号とこの中の滞留地が短くなりますから、もっと危険になります。ですから、御提案はありましたけれども、なかなかそれは実現することは難しいと思います。

●議長（菊地衛君） 佐々木平嗣議員。

●11番（佐々木平嗣君） 通告外に答えていただきましてありがとうございました。

(3)番に入ります。ねむの丘のお風呂の件です。体に入れ墨のある方が見受けられます。お風呂場の自動販売機の前に「入れ墨のある方はお断りいたします」と書いてありますが、受付では判断しかねると思います。対策はどのようにしていますか。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） ねむの丘の浴場の利用についての御質問でございます。

ねむの丘は、秋田県から公衆浴場の許可を受けて、業として公衆浴場を経営しておりますが、公衆浴場法、これが適用される施設であります。公衆浴場法では、伝染病の疾病にかかっていると認められる者に対しては、入浴を拒まなければならないとされております。その場合は、保健衛生上、入浴が必要な方のための施設でございますので、ここにちょっとあたり、背中にあたりする人を拒むということはできません、はっきり言って来た場合は、できません。また、それを抑制するものとしては、著しく風呂、浴槽を汚くするとか、あるいは酒に酔っ払ってるとか、そういう者については入浴を拒むことはできませんが、まあできない。これは法的解釈と私は考えております。公衆浴場法、この捉え方だと考えております。ですから先ほども申し上げましたが、法律上では入れ墨があることを理由にして入浴を拒むということはできないというふうにして思っております。しかしながら、入れ墨の大きさなどによっては、他の入浴者に威圧感を与え、不快な思いをさせることもあることなどから、入浴券売機の横及び脱衣所に、浴室内での注意事項として、入れ墨、泥酔、暴力団体関係者の入浴はお断りという張り紙をしております。また、受付で、入れ墨があるが入浴可能かと言う人もいるらしいんです、中には、それは内容を説明して、お断りをしているという状況でもございます。また一般の方から、いやあ、中に入ったら背中うちに入れ墨してるのが入っていると、何とかならねえんだかというふうな話があれば、今申し上げたような法の趣旨、これを説明しながら御理解をいただく以外には私はないと思っております。しかしながら、今、券売機のところと脱衣所のところそういうふうにして注意事項掲げておりますが、もう少し、エレベーターの

入り口の両サイドあたりにそういう表示、入れ墨、あるいはお酒を泥酔された方、あるいは場合によっては暴力団体関係の入浴はお断りしますというふうな張り紙も、ひとつの方法かなと、今回この質問を受けてまず考えましたけれども、現実的には、入られればこれ出すことはできない、こういう形になります。

●議長（菊地衛君） 佐々木平嗣議員。

●11番（佐々木平嗣君） ありがとうございます。この入れ墨ですが、年とった方がやはり下から上までつけてる方がおります。そういう方に出ていけというのは、余りにも酷なような感じがする。昔の意気だった行動でつけてしまったのは、入れ墨はもう取れないので、だから私自身もちょっと年いって、これじゃあかわいそうだなと思いますが、あそこに、正面、券売機に書いてある入れ墨お断わりって書いてあるのを見ると、あっ、こういう方もやはり入っちゃいけないのかなと。しかし今市長が言ったように、法律ではそういうのを拒むことできないというのであれば、黙って目をつぶるしかありませんが、一般の方からよく言われんですよ。佐々木さん、あそこに入れ墨してる人がいるけども、ちょっとあの人怖い人じゃないかと。我々も一緒に入るのはちょっと不愉快だねと、こういうこと言われたもんですから、今回の一般質問に入れたんですが、対策としてまずいろんなどころにもう少し書くということであれば、その程度で私はやむを得ないんじゃないかと思いますが、市長もそういうふうな考えであるので、私、若干そういうふうな考え、私も持っていたので、そのようにしていただければと思いますが、また何かありましたらお願いします。

●議長（菊地衛君） 市長。

●市長（横山忠長君） 背中いっぱい入れ墨してれば、やはり威圧感も感じると思います。ただ、どこまでが入れ墨で、あるいは何て言うんだ、タトゥーって言うんですか、こういうふうにとちよとやってる方もいるし、外国の方なんか、スポーツやる方なんか結構このあたりにいろいろな入れ墨やってる方もおりますけども、だけれども決してこれは、アクセサリーという考え方なのかどうか分かりませんが、どこまでが入れ墨で、ただシンボリックなタトゥーみたいな形で入れてると、どう区別するかということも少し問題があります。どこで線引きするか。そういうこともありますので、いずれにしても、ここにちょこっとあるだけでも入れ墨だと言われれば、これはそうかもしれないけれども、まずは注意書き、そういうものをさらに増やしながらかやっっていく以外には、一般的に利用されている方々の不快感を取り除くというのは、そのぐらいの対策しか今のところ思い浮かべませんので御理解をいただきたいと思います。

●議長（菊地衛君） 佐々木平嗣議員。

●11番（佐々木平嗣君） ありがとうございます。

次の質問に入らせていただきます。奈曾川の生態系について。

天然アユが奈曾川河口に遡上していることは、皆さんが知っていました。最近増えていますと。ケイソウコケ、ランソウコケが増えていることと、水がきれいになっているためです。10年前には準絶滅危惧種に指定された箇所がたくさんありました。現在は、東日本の河川で天然アユが多く見つかっているそうです。例として、東京の多摩川で爆発的な天然アユの増加とあります。他の地域では、天然アユを増やす活動を起こしています。なぜ今、天然アユなのか。アユはコケを主食とし

ています。コケを食べ、川底の石を磨いています。見た目にもきらきら輝いた石になり、川がきれいになります。また、水をきれいにしている可能性もあると言われていました。川には窒素やリンが含まれているものが流れ込んでいるので、植物にとっては肥料分でもあるために、ヨシやホテイアオイ等の水質植物が水質浄化に使われています。この場合の欠点は、植物を枯れる前に水中から取り上げなくてはなりません。その費用がばかにならないとのこと。コケが窒素やリンを吸収し、アユに食べられ、そのアユを人が釣り上げれば、窒素やリンが陸に上げられると言われていました。この説明は、高橋勇夫さんという方と東健作さんの天然アユの本より引用いたしました。

質問です。ジオパークのテーマやジオストーリーに活用が考えられますので、天然アユと自然の多い奈曾川河口の生態系について、専門家に調べていただくことを考えてはいかがでしょうか。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 奈曾川河口の生態系調査についてであります。この質問を受けて実は私も川を見に行きました。昔とどんなに変わってるのかなということですね、見に行きました。生態系を調査するという事はよいことではあります。今、ジオパークとして認定されたからそういう生態系の調査をするということは、今考えておりません。ただ、今議員がお話のように、確かにアユ、あるいはカジカ、あるいはヤマメもいたかもしれませんが、魚が結構小さいやつが結構いました。ただ、奈曾川の環境では大きくなれません。というのは、水が少ない。雨降れば急激に水量は増えますけれども、小滝の滝の白滝の上で発電所で取水して発電した水は、また管路を伝わって一番国道側にある発電所、そこで水を使って奈曾川でない川に放流してる。これはサケの遡上する川ですけれどもね。ですから、意図とするところは分からないわけではありませんけれども、アユ釣りのメッカとはなり得ない、あの感じでは。それから、漁業権ってどこにあるんですかって私聞いたんですけども、関の集落の皆さんに聞いたんですけども、漁業権は集落の方にもないそうです。ですから、例えば何かやる場合は県からその漁業権を一時的にいただくという方法はとってるらしいんですが、いずれにしても今の段階で奈曾川の生態系の調査をするということは考えておりませんので、御理解をいただきたい、このように思います。

●議長（菊地衛君） 佐々木平嗣議員。

●11番（佐々木平嗣君） この奈曾川ですが、他の川から見ると、昔からの自然がそのまま残ってる川があんな川しかないんでないかということをおっしゃる先生方がおりました。ですから、今言われた2本の川があるんです。その川の1本がサケの上がる川。その先生によると、サケはそんなに上がらないんだから、サケの川を止めたらどうですかという意見もありましたが、それはまた別のことになるので今日申しませんが、あの川こそ昔からの川で、カブトムシもいれば、何だっけな、ミツバチですね、ミツバチもいるそうです。だからあの川の周辺全てが自然そのものなので、あの川を大切にすることがジオパークのテーマの一つとなるんでないかということ、ぜひ申し述べていただけないかということをおっしゃったので、私もいろいろ調べてこの本を購入して勉強しました。そしたらやはり、いろんなことに、アユとかそのものが貢献してるとかありますので、その自然の体系をいかにして生かしていくということが、この地域のよくなることの一つじゃないかと思って質

問したんですが、もう一度お伺いしますが、もう少し検討する気持ちはないでしょうか。

●議長（菊地衛君） 市長。

●市長（横山忠長君） 先ほど来申し上げておりますように、あの水量ではやはり、私はここにいろいろな形でアユって書いてるから、私はそのアユに特化した形のもので、魚に特化した形で答弁してはいますが、まずはあそこはアユ釣りのメッカにはなり得ない。確かに昔から子供たち、あるいは親子でカブトムシか、そういう取りに行くと柳の木もいっぱいありますのでいいんですが、ただ、あその道路は、昔は東北電力で発電所が幾つあったのか、今のところも含めて、中さもう二つぐらいあったのかな、ですから東北電力で管理した道路なんです。それも落石防止なんかの形のを全部東北電力でやって、電力がなくなったから、じゃあ町に、そのときは町ですからね、町に戻しますと言われても、とてもうちの方ではできないので、あの当時、今は止めてるような状況です。ですから、あそこを自然景観、ジオパーク、ジオサイトのような形の中で活用していくにはなかなか難しいし、なおかつ、今、多様な生物、生態を調べるということについては検討しておりませんので、これは御理解をいただきたいと思います。

●議長（菊地衛君） 佐々木平嗣議員。

●11番（佐々木平嗣君） 以上で終わります。

●議長（菊地衛君） これで11番佐々木平嗣議員の一般質問を終わります。

所用のため暫時休憩します。再開を午後2時5分といたします。

午後1時50分 休 憩

午後2時04分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどの11番佐々木平嗣議員の一般質問の答弁の中で、市長から訂正の申し入れがありますので、これを許可します。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） ねむの丘の名称、これつける段階で「ねむの花」というふうにして申し上げましたが、「ねむの里」というのが最初考えたんですけども、他で商標とって名前をつけてるところがありましたので、ねむの丘という形で落ち着いたということの訂正でございます。（該当箇所訂正済み）

●議長（菊地衛君） 一般質問を続けます。

9番市川雄次議員の一般質問を許します。市川雄次議員。

【9番（市川雄次君）登壇】

●9番（市川雄次君） それでは、私の方からは大きく一つ質問をさせていただきたいと思います。市職員の住民福祉向上に対する考え方と人材育成ということについてです。

今さらながらなんですけれども、「なぜ自治体の人材育成に取り組まなければならないのか」につ

いて、「ニーズが高度化・多様化する住民の福祉の増進を図るために、人材育成による組織の活性化」が必要であるということに、ほぼ全ての人が理解を示してくれるものと思います。また一方で、人口減少や財政難の中で、「ヒト、モノ、カネ」と言われる経営資源が枯渇の一途をたどり、行政改革により「ヒトの量」も減っていくときに、唯一増やすことができる資源は「ヒトの質」であると言われていています。

今回の一般質問の内容は、平成22年12月定例会において、「市の人事管理システム改革に向けた取り組みについて」というタイトルで行った一般質問の、その後について質問させていただくものです。

さて、平成22年12月定例会の一般質問で、にかほ市の行財政改革大綱（第2次）をもとに、①番、人事評価制度の導入と積極的活用、②番、人材育成の推進、③番、給与の適正化等の新たな人事管理システムの実施について質問を行いました。この質問に対して市長は、「本市においても行財政改革の中で、にかほ市の人事評価制度は、単に評価するのが目的ではなく、人事評価で評価された職員の弱点を研修等で補完し、職員個々の能力を高めることにあります。さらに、職員の職に対する適・不適を的確に見抜き、職員の配置などに活用して市民のニーズに的確に対応できる職員を育てようという目的」であるとしながら、ただ、県内でいまだ——そのときですね、いまだ人事評価制度を導入している自治体も少なく、今後検討しながら導入を模索していくとの答弁でありました。

その後5年が経過し、第3次行財政改革大綱では、平成27年度から人事評価制度の検討と導入を図り、28年度から完全実施すると記載されております。また、その一般質問の中で述べましたように、表裏一体であるはずの人事評価と能力開発は、パッケージでなければならないと思っていたところ、今回の同大綱では、「職員個々の能力・資質を向上させるためには、職員の自己啓発、意識改革、そして管理監督者のための研修体系を構築していきます」としています。

そこで、まず次の4点について質問いたします。

一つ目、今般導入した人事評価制度はどういうものか、評価基準と評価項目、評価結果をどのように活用していくものとしたのか。

二つ目、人材育成という観点から、これまでの職員研修に対する評価とこれからの人材育成のための取り組みの大きな違いは何か。

三つ目、にかほ市は人材育成の推進として、職員研修計画に基づき行っていくとしていますが、人材育成の重要性を考えるならば、人材育成を大きな市政運営の柱とするために、人材育成基本計画を策定することの必要性はあると思いますが、どのように考えますか。

四つ目で、市長にお伺いしますが、現在の人材育成の取り組みです。みずからが——市長みずからが期待する効果を十分に得られると判断されているのか、お伺いしたいと思います。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、市川議員の御質問にお答えをいたします。

市職員の住民福祉に対する考え方と人材育成についてでございます。

はじめに(1)の、今般導入した人事評価制度はどういうもので、評価基準と評価項目、評価結果を

どのように活用していくかの御質問でございます。

本市の人事評価制度については、平成26年の5月の地方公務員法の一部改正に伴い、平成28年4月の制度導入、その実施が法的に義務づけされたことから、かねてより検討を加えておりまして、あるいは県内の他の市町村の動向などを見極めながら、平成26年度より制度設計に取り組み、平成27年7月に実施要綱を定めたところでございます。その後、全職員を対象とした評価制度の説明会を開催いたしまして、平成27年9月から翌年の3月ですので今年の3月まで評価期間とする試行実施を得て、本年の4月からの本格実施に移行したという経緯がございます。

評価は業績評価と能力評価の二つで、それぞれの評価シートにより評価判定を行うものでございます。業績評価の評価項目といたしましては、職員個々が担当する業務において設定した目標と重要度、難易度、達成度としております。また、能力評価の評価項目は、一つとして責任感・誠実性・公平性、二つとして規律性、三つとして認識力・判断力、四つとして創造力・創意工夫、五つとして表現力、六つとして計画性・正確性・合理性、七つとして根気・積極性、八つとして共働性——共に働くと書きますが、共働性・組織管理力の、8項目としたところでございます。

次に評価基準についてでございますけれども、業績評価における難易度は、一つとして前例がなく新たな取り組みとなる、二つとして長期の懸案事項であると、三つとして困難な調整が必要である、四つとして業務量が多大で創意工夫が必要である、五つとして短期間で成功を要するなど、示された12項目のうち該当する項目の数により設定しております。また、達成率については、設定した目標に対し達成された時期やその内容など、実績に応じて示されたパーセンテージから選択するというふうな内容になっております。能力評価では、評価項目の8項目において、一つとして極めて高い、二つとして上位にある、三つとして標準的、四つとしてやや劣る、五つとして能力が低い5段階評価からの選択性としております。

そして評価結果の活用については、人事評価制度導入の狙いとしております能力評価と業績評価にあり、職員のウイークポイントや職に対する適・不適格を的確に把握して、研修等を通じて職員個々の能力・資質を高めながら、適材適所へ職員を配置するなど、市民ニーズに応えられる職員の育成と業務意欲の向上による業務能率の一層の推進につなげようと、そういう考え方でございます。

次に二つ目の、これまでの研修に対する評価とこれからの取り組みの大きな違いについてでございます。

これまでも職員は役職段階別などの研修に参加し、知識・技術の取得、業務遂行能力の向上などを図ってまいりました。しかしながら、受講者が研修で学び習得した知識や技術などを他の職員に伝達・周知する機会が少なく、せっかくの研修の成果が生かされていないという点については、今後改善しなければならないと考えているところでございます。また、これらの取り組みについては、基本的に大きな違いはございませんが、多様な住民ニーズに対応できる職員の育成及びスキルアップを図るために、秋田県自治研修所で実施される県との合同研修メニューから職員みずからが選択して受講できる能力開発研修などに、引き続き参加させたいと考えております。また、住民ニーズが多様化・高度化していることから、求められる、または必要とされる高度な専門知識を取得するために、市町村アカデミーなどを活用しプロ職員の育成につなげてまいりたい、このようにも考え

ているところでございます。

次に、(3)の人材育成基本計画策定の必要性についてでございます。

市における総合的かつ計画的な人材育成への取り組みを行うための指針として、にかほ市人材育成ビジョンを平成23年8月に策定しております。この中で市川議員も御指摘のように、人材こそが最も重要な経営資源であることを念頭に、第3次行財政改革大綱においても人材育成の推進としての取り組みを挙げているところでございます。このビジョンでは、人材育成に関する基本的な考え方や人を育てる総合的な取り組み目標を掲げており、職員一人一人が常に学習意識を持って、みずからの能力開発に努める責務を負うものとしております。また職場としても、職員が研修に参加しやすく、そして自己開発に取り組みやすい体制づくりに努める責務も負うとされておりますので、このビジョンを柱にして、必要な場合にはこのビジョンを見直しをしながら組織全体として人材育成に取り組んでまいりたいと思っております。

次に(4)の、現在の取り組みで市長が期待する効果は十分に得られているかということについての質問でございます。

職員は日々の業務を通じて、多様な市民ニーズに対応できるよう常に問題意識を持って課題解決のための学習に取り組み、市民に信頼される職員であるための努力を重ねているところでございます。また、このような職員一人一人が努力し能力を高めていくことはもちろんでございますが、監督職の立場にある職員が部下や後輩を指導し育成することも、組織全体の力を底上げする上で大変重要なことだと考えております。

さて、本市の人材育成に関する現在の取り組みとしては、(2)でお答えしたように知識や技術などを取得する能力開発研修などの受講と、(1)の人事評価の導入が挙げられます。そこで昨年10月から実施した人事評価の試行結果では、自己を厳しく、しかもシビアに評価する職員、あるいは反対に甘い評価をする職員など、職員個々で評価基準の捉え方に大きな差があらわれておりますので、現時点では評価技術は確立されていないと考えております。また、人を評価するという難しいこともありますし、自己評価と監督職による評価に隔たりもあります。私は、職員はこうであったけれども、監督職から見るとこうだったというような形での隔たりもあります。これをどのようにしてこの溝を埋めて、相互が納得して職務への意欲を高めていくかなど、職員の意識改革も簡単ではないと、そのように認識をしているところでございます。

このような状況下ではありますが、人事評価制度の狙いとする成果・効果に結びつけるということは、いろいろ難しい点もあると、そのように認識をしているところでございます。このため、人事評価は継続してまいります。その評価については今後、職員が共通理解と認識を深め、評価技術、評価水準の高まりが見えてきたときに、いろいろな評価した段階での適材適所への配置とかそういうことも含めて活用してまいりたいと思っております。また、職員の研修においては、引き続き積極的に様々な研修への参加機会を広めながら、物事に取り組む姿勢や物の見方、知識や技術が身につくように、そして職員としても人としても成長できるような仕組みを整えていかなければならないと、そのようにも考えるところでございます。こうした取り組みは、高い能力と資質を持つ職員の育成につながり、組織全体のレベルの高まりに効果があらわれてくると思っておりますので、先ほ

ど申しあげましたように人事評価は継続しながら、その課題を一つ一つ議論して、よりよい人事評価につなげてまいりたい、そのように思います。

●議長（菊地衛君） 市川雄次議員。

●9番（市川雄次君） 大変御丁寧な答弁をいただきました。決して甘い認識を持たれてはいないということは、十分に理解させていただきました。もっともですね、どのような人事管理システムを構築していくのかということについては、これはやはり人事権を持つ市長、当局の専権事項ですので、私の方でとやかく言うような関与すべきような問題ではないのかもしれませんが。平成22年12月定例会の一般質問ですね、国が地方に先んじて人事評価制度と能力主義、実績主義を導入して公務員改革を推進していこうとすることに対して、市がどのようにこれを受け入れていくのかということについて、多少私も勇み足であるかなというふうには認識していたんですけども、まず注意喚起のつもりで一般質問をさせていただきました。どうしてそのとき注意喚起をしたのかということになるんですが、やはりその一般質問の根底にはですね、市民から寄せられる市役所に対する批判ということ、まあそれが言われのないものである場合もあります。ひがみ、やっかみであった場合もあるかもしれませんが、そういうことがあったとしても私はこの一連の人事制度の改革をもって対処できるのではないかなと、対処していただきたいという願いがありました。しかしながらですね、そのとき私が抱いていた不安が、組織全体の問題なのか、あるいは職員個々の問題なのか、それは分かりませんが、いずれにしろ何らかの原因によって、ある複数の事案を見て、この私の不安が顕在化しているのではないかなというふうに感じておるわけです。私としては、これは決して個人的な問題ではないというふうに思ってます。むしろ市役所職員のスキルアップ、行政知識や行政経験の承継がうまく行われていないのではないかと。あるいは、職務を行う上での職員意識の改革や軸足の置き方などが、先ほど市長もちょっと同様のことは触れておりましたが、まだ道半ばなのではないかなというふうを感じざるを得ない内容があります。

4点ほど——ここ1年間の間に寄せられた話の中に4点ほどあるんですが、今日はまず二つほど事案をお話しさせていただきたいと思います。

一つが、今年の3月の定例会ですね、私、市営住宅の入居資格と入居基準についての一般質問を行いました。御記憶にあるかと思います。そこで、固定資産を所有している人は、たとえその住宅が20年以上使用されておらず住むには困難な住宅であっても、原則論に固執しなければならないのか。ケース・バイ・ケースによって運用に幅をもたせることができないのか。公営住宅法、政令・条例を読む限りでは、それは絶対的な条件ではないと思われますと問いかけをさせていただきました。それに対して市長は、運用の仕方であればそういう形にしたいと。ただ、過去の例を挙げられて、家賃収入補助が国庫補助から出されている。過去においては、入居資格に合致しないと会計検査院から指摘されて、その分の返還をしなければならなくなるかもしれないので、その部分についてもう少し検討させていただきたいという答弁をいただきました。では、その後どうなったのかということで、担当課による結論、これを聞きました。現在、国庫補助による家賃収入補助はないんだけど、原則にのっとり入居はできませんとの回答でした。国庫補助もなくなり、前の一般質問に述べたように公営住宅の運用を地域主権が叫ばれる今日において、果たして当該自治

体に裁量権がないのかというふうについて私は非常に疑問に思うわけです。そこで私なりにですね、国土交通省の住宅局に問い合わせさせていただきました。6項目質問させていただいたうちの2項目をお話ししますと、一つがですね、公営住宅への入居条件として固定資産を持ってる人はだめなんですか、こういうことは公営住宅法、あるいは規則などのどの部分に書かれているんですか。上記の実例に、私が先ほど述べたような実例の場合も、公営住宅に入居できないんですかと、あるいは応募もできないんですかと、絶対だめなんですかと、こう聞きました。この質問に対する国交省の住宅局の答えは簡単です。公営住宅法施行令において、固定資産を有している者が入居資格を欠いているという決めはありません。各自治体の運用です、というものでした。であるならば、家賃収入補助がもはやない中で、何がだめなのかが不明瞭だと言わざるを得ません。果たしてどういう調査をして、どのような過程をもって決定に至ったのか。決定のプロセスは妥当だったのかと。このことについて後ほど市長から答弁をお願いしたいと思います。

二つ目の事案です。昨年末ですね、ある市民の方から受けたお話です。家族の一人が脳梗塞で倒れ、退院後、リハビリのために協和にあるリハビリセンターに通っているとのことでしたが、距離的に遠く、冬場の冬道が不安だということで、市内の作業療法士によるリハビリを希望されて、仁賀保地域のある福祉施設に相談したところ、もしリハビリできるようなトレーニングマシンが利用できれば、リハビリメニューをこなすことは可能ですと言われたそうです。そこで、市が介護予防機器として整備したトレーニングマシン、スマイルにあります。介護予防で使用されていないときに使用することができないのかという問い合わせをしたところ、次のような理由で利用を断られたとのことでした。一つが、介護予防に係る補助金で購入したため、目的外使用となる。二つ目に、介護予防のメニューをつくって使用している。三つ目に、介護予防の対象者でないため、事故の場合の保険適用がなされない。市内の施設内での事故であれば市への責任も出てくる。四つ目、保守点検費用については、内容も介護予防でのケースに合わせた額にしているの、利用頻度が多くなれば見直しをしなければならない。五つ目、仁賀保勤労青少年ホームには誰でも利用できる機器があるので、一般の人はそちらの利用をしてもらいたい。この五つです。総合発展計画後期計画において、市は、まちづくりの基本方針の中に安心して暮らせる福祉のまちを掲げ、高齢者の生活支援として、高齢者の一人一人が住みなれた地域で、いつまでも生きがいを持って暮らせる社会を目指します。介護予防活動を強化し、高齢者の就労促進や生きがいづくりを支援する体制を充実します。また、要介護状態となった場合でも、地域で安心して暮らせる介護体制づくりを推進しますとしています。自立した生活を促し、そのための相談支援体制の充実を図るために地域ケアを充実させていこうとしている中で、今回私がこのお話しさせていただいたようなケースは、私は格好のテストケースになり得るものだったと思います。先ほど不可とした理由について、目的外だからだめだとか、これでは相談になっていません。実際、同機器の購入に当たり補助金を出した県に対して、仮に介護予防事業以外で利用したら目的外利用として補助金を返還しなければなりませんかと問い合わせをさせていただきました。そのようなことはありませんと。市町村の裁量権ですとの答えでした。そこで私も、もう少し協固めしなきゃいけないかなと思って、同機器を一般開放している県外の四つの自治体に電話で問い合わせをしました。答えは簡単でした。何がだめなんですか。

考えてみてください。利用頻度の少ない機器を一般開放することで、より多くの住民福祉の向上につながるのではないかとことです。毎年の維持管理に一般会計で予算が支出されているんですから、一般の住民が利用できないという理由は成り立たないと思います。保険にしたって、一般会計から負担して何ぼかからないはずですし、むしろ、どのぐらいのかかり増しをするのか聞いてみたいなというふうに思いました。で、一番私がちょっと憤りを感じてるのは、一番最後です。仁賀保勤労青少年ホームで誰でも利用できる機器があるので、一般の人はそちらを利用してもらいたい。あつた人に、健康な人と同じ施設を使えという。私はこれは福祉の心ではないと思います。

で、市長に聞きたいと思います。仮に職員が前例を踏襲することに甘んじているとするならば、私はこれは組織全体の問題だと思えます。やらない理由を考えるのは簡単です。大切なのは、やるための工夫です。市長には、これを私の批判と捉えるか、警鐘と捉えるか、聞いてみたいなと思えます。以上です。

●議長（菊地衛君） 市長。

●市長（横山忠長君） 今、市川議員より二つほど事例を出していただいて発言がありましたけれども、私も市川議員の考え方と同じ考え方です。やはり、それぞれ悩みを抱えている方々の、どう実現してそういうもの、いろんなものを運用しながら職員が知恵を出して取り組んでいくか、これがやはり職員としての資質だと思えます。これは、私も直接そういう事例を出して部長会議で言ったことはありませんけれども、常に市民本意で物事を考えてほしいという話はしているところでございます。したがって、担当部長と、あるいは担当課長がどう考えているか分かりませんが、今の段階、今の質問については分かりませんが、市の裁量権でできるんだとすれば、やはり市民サイドに立って物事を考えていくのが当然職員としての役割だと私は思っております。この点については私の指示不足もありますので、これからいろいろな事例に対しては、そういう形で部長会議などを通して指示をしてまいりたいと思えますし、不快な思いをさせたことに対しては心からお詫びを申し上げたいと思えます。補足説明については、担当の部長からもお話しさせていただきたいと思えます。

●議長（菊地衛君） 9番市川雄次議員。

●9番（市川雄次君） すいません、生意気なこと言いますが補足説明はいりません。あくまでも考え方の問題です。

最後の質問になりますけれども、人事制度においてですね最も重要なのは、先ほども言いましたように限られた資源である人材をいかに採用して、いかに育てていくかと。で、効率的な行政サービスへつなげていくかだと思います。自治体の最大の唯一の目的といいましょうか、それはやはり住民サービス向上なんだと思えます。そのためにやはり人事評価制度もあるべきだし、能力開発も行うべきだし、いろいろな職員集団を築いていただきたいというふうに思えます。

今、市長から御答弁いただいたので、もう文句じみたことを言えなくなっちゃったんですけれども、まあそうですね、準備したものを割愛して、私ですね、はからずもですね、平成27年度の決算審査意見書に監査委員から次のような意見が付されているのを見て、ああなるほどやはり思いました。これまでの、監査委員の報告書、皆さんも御一読されてるんだと思うんですが、これまでの

行財政改革の取り組みについては、一定の評価をするものである。しかし、これまで以上に効率的な行政執行を進めていくため、行政運営の一体化を推進するとともに組織の体質強化、職員一人一人の意識改革、能力向上に一層努めることが必要であるという意見が付されておりました。いや、市長が初めて市長となられてから述べ続けてこられました公約や行政改革の取り組み、市職員が年々減少している中ですね、一人一人の業務量は確実に増えてるわけです。それでもなお地方都市においてはですね、やはり市役所はその地域においては大きな企業体でありますし、やはり唯一のシンクタンクであると思うんですね。市民の中には、市役所職員の言うことは100%本当だと、やはりそういうふうに認識するんです、皆さんが。やはりそういうふうに信頼されている職員であるならば、やはり私はその信頼に応えるべき能力と、やはり組織であってほしいというふうに思うわけです。これが私の今思っている肌感覚ですし、この私の肌感覚が決して一人よがりでないなと思ったのは、監査委員の意見書ですね、これを読んだときに、ああ私の言ってることは正しいんだと、やはりそういうのが一般の外部からの目なんだというふうに、ぜひ認識していただきたいと思います。

先ほど市長は答弁いただきましたけれども、3回目の質問に対する答弁、何かありましたら答弁いただいで終わりにしたいと思います。

●議長（菊地衛君） 市長。

●市長（横山忠長君） 今、市川議員から御指摘のようにいろいろありましたが、先ほど申し上げましたように、やはり市民に信頼される職員になるためには、いかにして市民の立場になって物事を考えて、それを可能な限り実現できるように努力をする、これが私は基本だと思っております。このことについてはこれからも職員に徹底して指導してまいりたいと、そのように思います。

●9番（市川雄次君） 終わります。

●議長（菊地衛君） これで9番市川雄次議員の一般質問を終わります。

次に、14番鈴木敏男議員の一般質問を許します。14番。

【14番（鈴木敏男君）登壇】

●14番（鈴木敏男君） 本日の一般質問の最後になりました。予定していた時間よりちょっと早まったわけですが、ただいま議長の方から発言の許可をいただきましたので質問させていただきます。14番の鈴木敏男です。

質問の前に、通告書の訂正を一つお願いします。1ページの2行目に、8月18日「全員協議会」というふうに私書いてしまいましたけれども、正しくは「象潟地域3小学校統合にかかわる説明会」でございますので、訂正をお願いしたいと思います。

それでは、二つの大項目について市長に伺います。

はじめに、1として、市長の示された二つの考えについてであります。これは、にかほ市庁舎の一本化、さらには院内・小出診療所の旧小出小学校への移転、こういう二つのことでありまして、以下お尋ねをするわけであります。

平成17年10月、様々な課題を抱えながらも新生にかほ市が誕生しました。それが早いもので、昨年は誕生10周年を祝ったところでもあります。この先導役として市政をリードしてこられた市長、こ

ここまで歩んできた道筋は大変な道ではなかったろうかというふうに推察をしているところであります。しかしそのような中であっても、巧みな操作と冷静な判断のもと市政運営に当たってこられ、卓越した手腕は衆目の一致する評価であるだろう、このように思っております。にかほ市の市政運営のキーワードの一つは、市民と行政の協働によるまちづくりであります。市民と行政が手を取り合って難局に立ち向かい、「夢あるまち 豊かなまち 元気なまち」をつくろうと邁進しているまちでもあります。そのためには、市民の声に耳を傾ける、市民の声を大事にする、それが底辺になければならないだろう、そのように私は思っているところであります。

そこで伺いたいのは、6月定例会での同僚議員に対しての庁舎の一本化について、また、8月18日の象潟地域3小学校にかかわる説明会で述べられた、旧小出小学校への診療所の移転についてであります。

質問の一つとして、(1)でございますが、さきの6月定例会の同僚議員の一般質問では、庁舎の一本化を考えた場合は、象潟庁舎がよいのではないかと、こういう考えを示されました。この件については何度か同僚議員の質問もありましたし、平成25年9月定例会で私も一般質問をさせていただきました。そのときの市長の答弁では、今後、交付税の減額等を考え、また緊急時の場合等を考えれば、分庁方式は効率が悪く、近い将来は市民から意見をいただきながら見直さなければならぬだろう、このように述べられたわけでありまして。それが、さきの6月定例会では、分庁方式は部署の効率が悪く、危機管理の面、事務執行においても好ましくない。そして庁舎の一本化を考えた場合、象潟庁舎とするのが現実的ではないかと、このように述べられたわけでありまして。

「第3次にかほ市行財政改革大綱」でも、機構・組織改革の実施と同時に、分庁方式を検証し、見直しを行い、庁舎の統合・整理を平成31年度までに考えることが記載されていますので、近い将来、この件をどうするのか、どこに一本化した庁舎とするのか、その決断をしなければならないのは確かだろうと、そのように私も思います。ただ、合併時にも庁舎の問題でいろいろなききつがあったことを耳にしていたので、その決断は慎重を期すものだろう、こういうふうに思っています。もしそのように進んでいくとしたら、今回の答弁は果たして市民の声に耳を傾けての答弁であったのか、私はいささか疑問を持ったところであります。平成25年9月の答弁では、「市民の皆さんからいろいろと御意見を出していただきながら、分庁方式は直していかなければならない」、このように答弁されたからであります。

そこで細かくなりますが、以下質問いたします。

①改めて、その真意をお尋ねいたします。

②として、市民の声をどのように聴取されたのか、あわせてお伺いをいたします。

③として、庁舎の一本化、その基本は市民の利便性が優先されるべきということではないかというふうに私は思っていますが、この辺また説明をお願いしたいと思います。

④今後、どのようにして一本化を進めていくのか。方法、あるいは手順等を伺います。

⑤ですが、合併協議会でも庁舎の一本化についていろいろ議論があったようであります。象潟庁舎の一本化は、これは本市の合併理念にかなうというふうなお考えなのかどうか、その辺をお尋ねいたします。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、鈴木議員の御質問にお答えをいたします。

庁舎について、改めてその真意を伺うということの御質問でございますが、庁舎の一本化については、市政を運営する上で指揮監督や事務の効率化、危機管理の面からも、必要部局を一つの庁舎に配置することが組織体として理想の形であると、今年6月定例会で一般質問された宮崎議員にお答えをしたところであります。その際、空き庁舎の利活用、市長部局の組織の統合や職員の定数管理などを総合的に検討しなければなりません、今年度中に策定する公共施設等総合管理計画の中で一本化の時期を可能な限り明示したいと、そのように申し上げたところでございます。また、某新聞の紙面では、あたかも象潟庁舎に一本化が決定したかのような見出しで記事掲載がありましたが、私が答弁した趣旨としては、分庁方式を見直す時期に来ている、そしてその必要性があるということの考え方を示したものであります。そして象潟庁舎に一本化する考えの質問に対しては、現有庁舎の建築年次や建物の規模、そうしたことを総合的に考え合わせると、象潟庁舎がよいとは申し上げておりません。現実的ではないかなというふうな答弁をさせていただきました。しかしながら、このことは決定したものでもありませんし、分庁方式を見直して一本化するためには市民や議会の理解を得ることが不可欠でございますので、今後、一本化する時期を明示して——公共施設等総合管理計画の中でできれば明示して、空き庁舎の利活用なども示しながら、市民に対して丁寧に説明していくとが必要だと——一本化、これはどこに一つにしようとも丁寧に市民の皆さんに説明していく必要があると、そのように考えています。

二つ目として、市民の声をどのように聴取されたかについてであります。地区に入って市民の声を聞いたわけでもありませんが、先ほど申し上げましたように公共施設等総合管理計画、今策定の最終段階まで来ておりますけれども、この案について、公募委員とそれから市内各種団体、関係機関からの委員10名で住民検討会を設置して検討していくことにしておりますけれども、必ずしもこのことについては、庁舎に限ったものではありません。庁舎に特化したものではありませんが、この中でも議論を深めていただきたい。その上で、その計画書の中に庁舎を一本化する時期を明示できるかどうか。明示するとすれば、それに基づいて議会あるいは市民に対して説明しながら、いろいろな行動を起こすことになろうかと思えます。

それから、3番目の基本は市民の利便性が優先されるべきではないでしょうかという御質問でございますが、庁舎を一本化する場合には、どこにするかは別にして、一本化するについては、当然ながら市民の利便性、これを第一に考えていかなければなりません。したがって、一本化するにはどうした市民窓口を持つのか、あるいはどういう機能を持たせるのか、できるだけ市民の利便性を低下しないように、そうした取り組みは当然行っていかなければならない、そのように考えているところでございます。

それから、④の今後どのようにして一本化進めていきますかについてでございますが、先ほど申し上げましたように公共施設等総合管理計画の中で住民検討会を設置しますので、その中でいろいろと議論出てくると思えます。そして基本線が出た場合には、その基本線に従って行政懇談会や地

区説明会で意見を伺う機会を設けなければならないと思いますし、当然ながら市民の理解を深めていただくような取り組みをしていかなければならないと考えております。

それから、⑤の象潟庁舎への一本化は本市の合併理念にかないますかについてでございます。

先ほど来申し上げておりますように、象潟庁舎に一本化することは決まったわけでもありません。ありませんので、その点については御理解をいただきたい。

そこで、合併協議の中で、合併の必要性として四つの項目を示しております。一つが暮らしやすい地域づくりであります。これは専門職員の配置や行政窓口の増加、利用可能な公共施設の拡大など、人的・財政的な基盤が強化されまして、住民にとって暮らしやすい地域づくりが可能となることを指しております。二つとしては広域的なまちづくりであります。これは幹線道路や公共施設の広域的な整備、または広域的な観光振興など、一体的なまちづくりを計画的に行えるようになること——単町よりは行えるようになること、を指しております。三つとしては特色あるまちづくりについてであります。これは大きなプロジェクトの実施や誘致、例えばこれ一つの一例ですが、合併したことによって秋田県の種苗交換会、こういうことにかほ市で初めて誘致することができました。や、地域産業基盤の強化など、工業のまちとして特色あるまちづくりができることを指しております。最後に、四つとして行財政運営の効率化であります。これはスケールメリットを生かして、管理経費や人件費の縮減により、効率的な行財政運営ができることを指しております。

以上、目指すまちづくりを示すそれを実現するための方針を定めたのが、合併協議会で策定した新市まちづくり計画でございます。そして、この中の効率的な行財政運営推進の項目において、分庁方式の対応として積極的にITの活用を図り、住民が最寄りの庁舎で各種公共サービスを受けられるよう、住民の利便性を追及して行政の迅速化・省力化に努めますとしております。また、合併協定書の中の事務組織及び機構の取り扱いについては、旧3町の役場は、3町の役場は分庁舎として有効活用するとともに、各庁舎に住民サービスが低下しないよう総合窓口を設けるとしております。そして新市に移行後、管内の状況及び社会情勢に合わせて組織のあり方を検討すると、そのようにしております。つまりは、住民サービスの低下を招かないことを最優先として、その上で状況に応じた事務組織や機構のあり方を検討していくことは、合併理念には何ら私は反するものではない、そのように考えております。

庁舎の一本化の検討に当たりますには、先ほど申し上げましたように市民の声に耳を傾け、市民の理解のもとに進める必要がありますし、そしてその最終判断は議会にゆだねることになりますので、いろんな御意見はあるかと思いますが、私は当然、象潟庁舎とか金浦庁舎、仁賀保庁舎という限らないで、いずれにしても一本化は進めていく必要があろう、そのように考えております。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） ただいまの市長の、この庁舎の一本化についての真意をお尋ねしました。6月定例会以降、この庁舎の一本化についてはいろんな市民の皆さん方から電話をちょうだいしました。で、確かに市民の皆さん方、まあ全てとは言いませんけれども、その象潟に決まったんだよなというような声があったのは確かです。でもこれはやはり、私は違うんだと、まだ決まってはいないというような話はしましたけれども、市民の多くはそういうふうを受け取った面も、あるいはあつ

たのかな、そんな思いがありましたので、今回の質問に取り上げさせていただいたところであり  
ます。今の市長の話を聞いて分かりましたし、この後、公共施設等総合管理計画ですか、これに検討  
委員を連ねて検討していく、こういうようなことのようにあります。

ちなみにお伺いしますが、この検討委員、今の広報に募集されているようでございますが、募集  
人員が2名ということのようでもあります。しからば、2名でこれは検討していくことにはならないん  
だろうというふうに思うんですが、この検討委員のメンバーはどういう方々をお考えなのか、その  
辺、まだ決まっていないとすればあれですが、もし決まっているとすればその辺をお答えいただ  
ければと思います。

●議長（菊地衛君） 答弁、総務部長。

●総務部長（危機管理監）（齋藤均君） 総合管理計画の検討委員会の委員の件でございますけれど  
も、現在公募するのは2名というところは決まっておりますけれども、10名ぐらいという規模で考え  
ております。8名についての団体等からのメンバーについては、これからということはまだ決まっ  
ておりません。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 大体分かりました。質問としてはもっと実は準備しておりましたけれども、  
この庁舎の一本化については、この後検討委員会で検討していくというふうなことでございませ  
んので、余り細かい質問するとこれプレッシャーになると思いますので、この件については質問をこれ  
でやめたいというふうに思います。

私がこの質問通告したのは、8月の29日でありました。その後、9月3日には魁新聞の方で、本市の  
庁舎の一本化についての記事が再び掲載されたわけでありました。したがって、市民の皆さんがこの  
件に対しての思い、関心というのは強いものがあるんじゃないのかな、このように今思ってきたと  
ころであります。公共施設の再編、あるいは統廃合は、いわゆる待ったなしの状況にあることは十  
分私も承知しております。しかし、住民感情を考えた場合、やはりもっと時間をかけて慎重に検討  
してほしいということをお願いして、次の質問に入らせていただきます。

次に、(2)としての質問でございますが、8月の18日には象潟小学校の統合について議員に説明会  
が行われたわけでありました。統合に当たってのアンケートの説明もありました。その席上で、学校  
の統廃合への不安の一つに、廃校後の校舎の利活用が示されないこともあるんじゃないか、このよ  
うな質問があった後に、市長は、まだ利活用の進んでいない旧小出小学校の活用についてというこ  
とで一つの考えを述べられました。それは、旧小出小学校に、院内・小出の両診療所をまとめて移  
転する、こういう考えでありました。このような話をされたわけでありましたけれども、実はこの  
話も、誠しなやかに市民の間には既に決まったごとき、一人歩きをしているようでもあります。私は  
何度か旧小出小学校の利活用に対して質問し、提案もしたことがあります。実はその一つに、診療  
所までの道路が狭い、あるいは冬になれば大変だというふうな状況、したがって、診療所を旧小出  
小学校に移転できないか、こういう提案をさせていただいたこともあります。しかしそのときの答  
弁は、精密な医療機器の移動、これは非常に困難であって、そういうこともあって診療所の移転は  
考えてない、こういう答弁だったというふうに記憶してございます。それが、ここに来て診療所を

移転する案、しかも院内診療所と併合しての、こういう話であります。したがって、以下質問をいたします。

①、この件につきましても、改めて市長の考えを伺います。

②、例えばさっき言いましたけれども、医療機器の移動、これは問題あるというふうな先の答弁でありましたけれども、しからば移動方法に何か解決策なんか生まれたのどうか、その辺もお尋ねしたいと思います。

また、③として、移動を計画するのであれば、その改修に要する費用、これやってるかどうか分かりませんが、もしつかんでいるとすれば、おおよその概算がどのくらいなのか、この辺もお尋ねしたいと思います。

また、移動することによって、今度、診療所が空き診療所になるわけで、空きの建物になるわけでありまして、しからばその後の利活用をどう進めていくのか、これが④の質問です。

そして⑤番、地域住民の意見を聞くことは考えてないのか。

この5点ばかりお尋ねいたします。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、(2)の大きな二つ目の質問ですが、①の私の考え方を改めて伺いますということでございます。

その前に、昨年11月に策定しましたにかほ市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、地域のシンボルである学校等の公共施設は、コミュニティ活動の拠点でもあることから、空き校舎などについては地域の小さな拠点として利活用を図ってまいります、そのような記載がされております。また、旧小出小学校の利活用については、これまで一般質問で議員や、あるいは議員からの提言、あるいは小出地区自治会長からの提案、さらには団体や企業から使いたいという申し入れありましたけれども——一部の部分ですね、使いたいという申し入れはありましたが、その都度それを検討しながらきたところでございます。検討してきたところですが、残念ながら利活用するまでには至っていないというのが現状であります。

それから、小出小学校の利活用については、総合戦略のビジョンでは平成31年までの5年間検討すると、そういう内容を申し上げたところでございます。また、8月18日に開催した学校統合に係る説明会で、小出小学校校舎の利活用の発言については、あくまでも「例えば」と私言ったはずです。例えば、現在小出診療所の老朽化、同診療所への冬期間コミュニティバスが入らない、そういうことを考え合わせますと、人口も減ってきている、そういう中で院内と小出の二つの診療所が必要なのか。もし移転して小出小学校にそうした取り組みをすれば、合併する一つの方法でないかと、例えばということで前置きしたはずです。ですから、ただこれは私の、私がちょっとそういう前置きして言っても、そういう広がり方するというのはすごく残念に思っておりますけれどもね、例えば利活用の方法について、こういうこともあるのではないかと申し上げたものが、もうそれが一人歩きしている、一人歩きするような形になっているのどうか分かりませんが、例えばのお話をした段階ですので、その点については御理解をいただきたいと思います。

それから、医療機器の移動に問題ありませんかについてですが、いや、問題があるから移転できねえというやつをずっと議会の質問に対して調べてみたんだけど、私が答弁した記憶がないんですね、これはね。私が答弁した、医療機器が問題あるから移転はできないというふうな答弁はした事実は、私のもの過去のやつ全部調べてみたけども、ありませんでした。ですから、①でお答えしたように移転すると決まったわけではありませんけれども、医療機器については、精密なものについては専門業者に委託すれば、それは移転は可能です。

それから、三つ目の改修に要する費用の概算をどのように考えてますかということについても、まだ例えばの話を上げたのであって、それは積算も何もしてありません。

同じく④の空き診療所の利活用をどう進めますかということも、同じ考え方です。ですから、それぞれの地域の方にも何もお話ししてませんし、空いたときはどういう形になりますかという、使用しますかということは、やはりそういう形になるとすれば、一番にはやはり意見も聞きますが、議会でのそういう総意、これはやむを得ないんでないかというふうな形になれば、当然そういう形で地域に入って市民に説明して御理解をいただくような行動を起こしていかなければなりませんけれども、今の段階ではそうしたことは考えておりません。

以上、5番の地域住民の意見を聞くことは考えておりませんかというのは、今申し上げたようなことですので御理解をいただきたいと思います。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） この点については、市長は、たとえ話であったというふうな話でありました。先ほどの庁舎の件についてもそうですし、今回のこの件についても、市民の方から電話なんかくるんですね、たまにね。そのときに、これも院内診療所が小出小学校に来るんだどやなっているような、こういうような電話の内容なんですね。ですから、何かいつの間にか、市長が例えばたとえ話で話したかもしれませんが、そのことが市民の間にこう、正確な感じで伝わっていないというふうなことだったろうというふうに思います。そういうこともあったものですから、これも今回の質問に取り上げさせてもらったところでもあります。そういうことであるとすれば、再質問は、この件については再質問をいたしません。

いずれ1番の質問でも申し上げましたけれども、私どもは夢と希望を持って旧3町が合併をしたわけでありまして。しかし、人口がどんどん減って、あるいは財政的なものとも相まって、公共施設を縮小しなければならない状況であります。こうしたことが、合併時には恐らく予想もされなかったことかもしれません。が、今、現実となっているわけでありまして。いずれ公共施設が縮小したりすれば、住民にとっては不便になりかねない課題でもあります。公共施設は住民のものであります。市民のものだと思います。住民の大事な、市民の大事な財産であります。したがって、本来的には公共施設の再編、統合、これは住民による住民のための再編や統合であらねばならないだろうというふうに思っています。それがもし市民の声が生かされなかったとするならば、地域全体に大きな影響を及ぼしかねません。そのように私は思うわけでありまして。庁舎の一本化も、また廃校の利活用についても同じだと思います。公共施設の再編や統廃合は、市民と一緒に時間をかけて検討してほしい、そのように要望したいと思います。

次に、大きな項目の二つ目の質問に入らせていただきます。二つ目の質問は、市長の方に、高齢者の（道路交通における）交通安全対策について伺います。

今月は敬老の日があります。また、秋の交通安全運動も始まることから、この件で質問させていただきます。以下、質問であります。

現在のかほ市のホームページには、月ごとの交通事故・災害等の発生状況が掲載されています。このページから交通事故の欄を見ますと、昨年度の場合、平成26年度よりも死亡者が減っているものの、人身事故は増加しています。また、平成28年度の7月末に見ると、物損事故あるいは負傷者数は減ってはいるのですが、人身事故が増えている、こういうふうなことがホームページに掲載されています。交通安全対策に当たって、本市の場合、交通指導隊を設ける、あるいは啓蒙活動や安全対策に尽力されておりますことは重々承知をいたしております。また、「地域の安全は家庭から」を合い言葉にした交通安全母の会の活動は、幾たびか新聞紙上でも拝見しています。

さて、我が国の交通安全対策は、昭和45年に交通安全対策基本法が制定をされ、交通安全の諸施策を講じており、昭和45年の交通事故死者数は1万6,765人でした。それが平成27年の死者数は4,117人と、かつての4分の1以下まで減少をしています。したがって、施策の効果は確実に上昇していると見ています。しかし、それでも全国の交通事故発生件数は約53万件のようです。負傷者も66万人と、依然として高い状態で推移しています。秋田県でも、平成27年は2,151件の事故発生件数があり、死者が38人、負傷者が2,568人でありました。国では、平成28年の3月の交通安全対策会議において、第10次交通安全基本計画、これは平成32年までに死者数を2,500人以下にする、しかも世界一安全な道路交通の実現、これを目標に立てて強力に進めていく方向を示しています。

近年の交通事故の特徴の一つは、高齢者の死者数の増加です。平成27年中の交通事故による死者数では、高齢者の割合が最も多く、中でも75歳以上が約36%を占めています。しかも歩行中の事故が最も高い状態です。あわせて高齢者の運転中の事故も多く、他の年齢層に比べて運転操作の不適、つまりブレーキやハンドル操作の不適に起因した事故の割合が多くなっている、こういうふうなことが交通事故白書に載っているわけであります。こういうことから言えるのは、「歩行中の交通死亡事故が多い」と、「高齢者の運転操作の不適による交通死亡事故が高い」、こういうことになるだろうというふうに思います。本市にあっても高齢者の増加と相まって、運転免許証を保持する高齢者が多い中で、高齢者の交通安全対策が一層求められているわけであります。

以下、高齢者の交通安全対策について質問をいたします。

①本市における交通事故の状況と高齢者の事故の状況を伺います。

②高齢者が歩行者の場合、あるいは自転車走行の場合、また、運転者の場合のそれぞれの対策をどのように講じてこられたのかお尋ねします。

③として、本市では、「にかほ市交通安全対策会議条例」を制定し、「にかほ市交通安全計画」を作成しています。どのような視点で対策を協議され、どのような計画を策定してこられたのか、この会議の会長であります市長に、これまでの成果に対する見解をお伺いいたします。

④でございますが、今後の高齢者の交通安全への支援策をどのように考えておられるのか。また、高齢者の足として、今後の本市の交通体制がどうあればいいのか、その考え方をお尋ねいたします。

●議長（菊地衛君） 市長。

●市長（横山忠長君） さっきの診療所のことについてちょっとつけ加えますけども、象潟小学校の統合に当たっての説明会で、例えばといった話がどうしてそんなに広がるのかなど、ひとつ思います。これは広がることはいいんです。いいんですが、市民の中で話題にすることはいいんですが、余り過剰に、決まったものでもありませんし、例えばって前置きしてやった話がですね、これどっからどういう形で市民の皆さんに伝わっていくのか、本当に私はこれは不思議でならないと思います。ただ、私たちは常にこれからも市民福祉の維持・向上を前提に置きますが、前提として取り組んでいかなければなりませんけれども、限られた財源の中で市民福祉を充実していくために、どれとどれをやって、どれをまあやむを得ない、これはやめていくしかない、こういう選択をこれからだんだん迫られてくると思います。ですから、このあたりは議員の皆さん、議員からもいろんな形で機会あったら説明していただきたいと思います。

それでは、高齢者の交通安全対策についてですが、先般、大変また痛ましい死亡事故が発生してしまいました。本当に残念に思うところでございます。こうした事故がないように我々もこれから頑張っていかなければなりません、議員の御質問に対しては担当部長からまずはお答えをさせます。

●議長（菊地衛君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（福祉事務所長）（伊東秀一君） それでは、私の方から鈴木敏男議員の一般質問についてのお答えをさせていただきたいと思います。

はじめに、①番の本市における交通事故の状況及び高齢者の事故状況についてでございます。

平成27年中のにかほ警察署管内の人身事故の発生状況は、人身発生件数が29件、これは前年比プラス10件でございます。死者数は1件、これは前年比マイナス3人でございます。負傷者数は37人、これは前年比プラス14人などでございます。死者数は減少しておりますが、発生件数、負傷者数ともに増加している状況となっております。

にかほ警察署によります交通事故内容の見解を伺っております。それによりますと、一つには、国道における交通事故が17件と、全交通事故の58.6%を占めている。二つ目として、交差点、これは交差点付近を含みますけれども、交差点での交通事故が18件と、全国交通事故の62%を占めているということでありまして、また、三つ目としまして、車両と自転車が当事者となる事故が5件、これは前年比プラス4件であります、増加している状況にある。四つ目といたしまして、前方不注意等による事故が14件と、全交通事故の48.2%を占めているということでありまして、また、65歳以上の高齢運転者が第一当事者となった事故は5件発生しておりまして、全交通事故の17.2%を占めております。減少傾向にありますが、依然として多い状況にあるということでありまして。

交通死亡事故につきましては、昨年12月に平沢字町田地内の国道7号において、普通自動車は国道横断中の歩行者に衝突し、歩行者が亡くなっております。これによりまして、5年連続で死亡事故が発生している状況となっております。

次の②番でございます。高齢者が歩行者あるいは自転車走行、運転者の場合のそれぞれの対策をどのように講じてきたかということでございます。

高齢者の交通事故対策につきましては、にかほ警察署並びににかほ地区交通安全協会等との関係団体と連携を図りながら取り組んでおります。交通安全協会では、重点項目の1番目に子供と高齢者の交通事故防止を掲げ、高齢者と高齢者教育の一環として、にかほ署員の協力を得ながら体験型の講習会ですとか、老人クラブ等の会合で交通事故防止に関する講話などを行い、交通事故防止に努めております。主なものとして、歩行者や自転車運転の際の事故対策として、体験型・参加型講習会を通じまして交通安全意識高揚を図りますとともに、参加者に反射材の頒布を行いました、反射材着用の啓発推進の実施をしております。また、歩行環境シミュレーターによります、高齢歩行者を対象とした道路横断の際の歩行能力・判断能力をチェックする安全教育の実施をしております。加えまして、70歳以上の高齢者が免許更新の際、運転適正能力を判定する講習会の実施なども行っているところでございます。このほかに、春と秋の全国交通安全運動、夏及び年末の全県交通安全運動での街頭指導など、年間を通じての交通安全シルバー運動における反射材着用を呼びかけるチラシ等の配付なども運動を展開し、啓発活動を行っているところでございます。

続きまして、③番目の御質問でございます。はじめに、にかほ市交通安全対策会議は、国の交通安全対策基本法第18条第1項の規定に基づきまして設置し、同法第26条第1項の規定によりましてにかほ市交通安全計画を作成しております。対策会議の委員構成につきましては、会長が市長でございまして、国の関係地方行政機関から1名、県職員が1名、警察官が1名、市の関係職員2名、教育長、消防長、校長会1名、保育会1名、各交通関係団体4名のほか、特別委員として民間陸上交通機関から2名の、総数で16名となっているものでございます。

それでは、3番目の御質問、どのような視点で対策を協議され、どのような計画を策定したかについてでございます。

計画策定につきましては、国の交通安全基本計画に基づきまして秋田県交通安全計画を策定後、それを踏まえまして各市町村の交通安全計画を策定することになっております。現在の計画は、第9次にかほ市交通安全計画、これは平成23年から平成27年度の計画となっておりますが、本計画の策定については、にかほ市総合発展計画及び秋田県交通安全計画に基づきまして、人命尊重、そして交通社会を構成する人、交通機関及び交通環境という三つの要素に視点を当てまして、交通事故防止に取り組むための方向性を見出していくため協議を行っていただきました。

また、計画概要につきましては、一つ目として、人に対する安全対策として、交通安全意識・技能の向上、交通安全意識の徹底等を図るため、市民一人一人の交通安全に関する教育や普及活動の推進をしております。また、二つ目として、交通機関が原因となります事故防止対策として、各交通機関の社会的機能や特性を考慮しつつ、高い安全水準を常に維持させるための措置を講ずるような体制の充実でございます。また、三つ目として、交通環境にかかわる安全対策として、道路の整備、交通安全施設等の整備、効果的な交通規制の推進、通学路や生活道路等の歩道整備の実施、交通事故発生時の迅速な救助・救急・治療活動の充実など、少子高齢化、交通事故の状況や事情等の変化に弾力的に対応させ、重点的かつ効果的に実施するための計画としているところでございます。

また、次期にかほ市交通安全計画の策定につきましては、先月8月末に第10次秋田県交通安全計画

が示されたことから、それに基づいて今年度中に策定することといたしております。

これまでの成果についての見解でございますが、交通事故防止のために関係機関や団体の綿密な連携のもと、運動や施策の展開を継続することによりまして、市民の交通安全に対する意識高揚は浸透してきているものと思っております。また、にかほ警察署管内の人身事故件数の推移を見ますと、平成15年の事故件数113件、死者数が2名、負傷者数が154名ということで、その頃がピークでございました。その後、年々減少しております。平成23年9月14日には、交通死亡事故ゼロ730日を達成したところでありますが、事故件数においては平成27年には29件と大幅に減少していることに関しては、交通安全対策の効果が認められるものと考えております。しかしながら、平成23年から毎年死亡事故が発生しておりますので、平成26年には県外からの帰省客が管内の国道7号で事故を起こして死亡するなど、市外の方による事故もございます。難しい面もございますけれども、今後も関係機関や団体などとなお一層の連携を図りながら、交通安全対策の推進を図っていかねばならないものと考えてございます。以上であります。

●議長（菊地衛君） ④の回答がまだです。

●市民福祉部長（福祉事務所長）（伊東秀一君） すみませんでした。④につきまして、今後の高齢者の交通安全への支援策をどのように考えますかということであります。この前段につきましては、私の方から答弁をさせていただきたいと思えます。

今後も高齢者の交通事故の割合が高くなることが予想されますから、これまで以上に、にかほ警察署や交通安全協会及び関係団体と連携を図りながら、交通安全協会各支部や老人クラブ等が実施する交通安全教室や講話、あるいは歩行環境シミュレーターなどによりまして、道路横断の体験型講習会への積極的な参加を促しまして、より一層、高齢者に対する交通安全教育の推進を図ってまいりたいと考えております。

●議長（菊地衛君） 答弁、総務部長。

●総務部長（危機管理監）（齋藤均君） 私の方からは、④の後段の御質問についてお答えしたいと思えます。

市内におけます公共交通機関でございますが、JR鉄道及び羽後交通の生活バス、それにタクシーと市コミュニティバスがございます。これはみずからの交通手段を有しない市民の方が、通院や買い物、あるいは通勤や通学などの移動手段として利用されておるものでございます。そのうち市コミュニティバスにつきましては、生活バスの廃止に伴う代替運行ということで、にかほ市地域公共交通会議において議論をいただきながら、廃止生活バス路線をベースに空白域をカバーする運行路線を設定いたしまして、平成20年4月から住民の足として利便性向上を目指しながら運行してまいったものでございます。

それで、こうした中、この地域公共交通会議の中におきまして、高齢者の交通事故防止とコミュニティバスの利用促進という観点から、高齢者の運転免許証返納者に対する対応ということで協議・検討を行ってまいりました。その一つがにかほ警察署との協定でございまして、コミュニティバスの乗車回数券について、通常11枚綴りのものを、秋田県公安委員会が発行する運転経歴証明書、この証明書を提示した本人に限り、11枚のところを13枚、同額で購入できるという制度を設けまし

て、高齢者の交通事故防止に寄与する協力体制を整えてつなげているところでございます。現在、市におきましては、進展する少子高齢社会において今後の望ましい公共交通の姿を構築し、その維持、利便性を確保するための地域公共交通網形成計画を、今年度中に策定することとしております。この中で、JRや生活バス路線を含めた、にかほ市の公共交通体系、利用者のニーズ、市の各種計画・施策などの整理いたしまして、また、各事業者の役割などを明確にいたしまして、高齢者をはじめとする移動手段の必要な市民が利用しやすい、にかほ市の公共交通のあり方をお示しできると考えておりますので、現時点ではお示しできませんけれども、その点御理解をいただきたいと思っております。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 詳しい説明ありがとうございました。

はじめに交通事故の状況を伺ったわけでありましたけれども、残念ながら事故は結構増えているということになるかと思いますが、高速道路が象潟まで延伸されたということ、ほかの方の状況なんかを見ますと、高速道路が伸びた、あるいは、というようなことで事故が起きていると、また今までと変わった事故が起きているというような情報も耳にするわけですが、本市においては、高速道路が象潟まで延伸されたということで、何か高齢者の事故の発生状況という、こういうことを把握されているのでしょうか。おりましたらお答えいただきたいということが一つです。

それから、最近、高齢者の皆さんが使う電動車と言うんでしょうか、電動カートと言うんでしょうか、調べたらシニアカーと言うわけなようですが、これを運転される高齢者も見受けられるんですが、それによって全国的に事故もあるようであります。こういったいわゆるシニアカーに対する対策と言うんでしょうか、こういうことをお考えであればその点も伺いたいというふうに思います。

それから、高齢になりますとなかなか運転にも支障を来すということで、免許証の返納制度というものがあります。本市でも免許証返納した場合の特典ということで、確かコミュニティバスの割引とあってあるようですし、それから商店なんかでも、そういったことをすることによって割引というようなことがあるようでありますけれども、その辺ですね、今後ともそういうことをやられていくのかどうか、あわせてお尋ねしたいということ。

それから最後に、私、高齢者の足ということでお話ししましたがけれども、コミュニティバスも一つの高齢者の足になってることは確かだろうと思うんですが、ただコミュニティバスはやはり路線でありますので、なかなか集落の中まで入りきれない、こういう状態にあるんだろうと思います。今、全国的に出てるのが、いわゆるデマンド交通というのがあるんですが、この辺のお考えを最後にお尋ねしたいと思います。時間ないんですね。

●議長（菊地衛君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（福祉事務所長）（伊東秀一君） 私から最初、高速道路の関係で、事故が多くなったとか事故の内容に変化があったかというような御質問でありますけれども、生活環境課の方で把握してる事情といたしましては、そのことによる直接の増加というものは確認してございません。

それから、電動カート、ミニカーと言いますか、そのことについてでございますが、この関係についての特化した内容での調査というのはやっておらなかったもので、私どもでこの件に関する

事故の件数の有無については把握してございません。

それから、返納制度でございますが、これにつきましては運転免許自主返納高齢者支援サービスがございます。この内容につきましては、例えば、にかほ市ではコミュニティバスの乗車回数券を20%割引で購入できるなど、ほかの市でも様々、タクシーの割引とかいろいろございます。こういうものがございますので、今後とも周知をしてまいりたいと思います。

●議長（菊地衛君） 答弁、総務部長。

●総務部長（危機管理監）（齋藤均君） デマンド交通、乗り合いタクシーの件ですけれども、総合戦略の中にも計上されております。ですから、今後、地域公共交通活性化会議の中でデマンド交通も含めて検討されていくこととなりますので、御理解をお願いします。

●議長（菊地衛君） 暫時休憩します。

午後3時38分 休 憩

---

午後3時39分 再 開

●議長（菊地衛君） 再開します。

これで14番鈴木敏男議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後3時40分 散 会

---